

平成 23 年度厚生労働省立入検査における確認項目

(資料 7-3)

助言等参考

1. 資格																			
①水道技術管理者の選任・資格	(1)水道技術管理者は選任されているか。	○法第 19 条第 1 項 (水道技術管理者) 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者 1 人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。 ○法第 31 条 (準用) (略) 第 19 条 (略) の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)																	
	水道技術管理者は資格要件を満たしているか。	○法第 19 条第 3 項 (水道技術管理者) 水道技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。 ○法第 31 条 (準用) (略) 第 19 条 (略) の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○施行令第 6 条 (水道技術管理者の資格) 法第 19 条第 3 項に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。(略) ○施行令第 10 条 (水道用水供給事業者について準用する法の規定の読替え) 法第 31 条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 19 条第 2 項第 2 号</td><td>第 13 条第 1 項</td><td>第 31 条において準用する第 13 条第 1 項</td></tr> <tr> <td>第 19 条第 2 項第 4 号</td><td>次条第 1 項</td><td>第 31 条において準用する次条第 1 項</td></tr> <tr> <td>第 19 条第 2 項第 5 号</td><td>第 21 条第 1 項</td><td>第 31 条において準用する第 21 条第 1 項</td></tr> <tr> <td>第 19 条第 2 項第 6 号</td><td>第 22 条</td><td>第 31 条において準用する第 22 条</td></tr> <tr> <td>第 19 条第 2 項第 7 号</td><td>第 23 条第 1 項</td><td>第 31 条において準用する第 23 条第 1 項</td></tr> </tbody> </table> ○施行規則第 14 条 (水道技術管理者の資格) 令第 6 条第 1 項第 4 号の規定により同項第 2 号及び第 3 号と同等の以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。(略) ○法一部改正 (H23) 平 23 健水発 1118 第 2 号 (課長通知) 「地域の自主性及び…略…における留意事項等について」第 1 (1) (略)、水道技術管理者の資格基準について、水道事業もしくは水道用水供給事業を営する又は専用水道の設置者である全ての地方公共団体が条例で定めること。(略)受託水道業務技術管理者の資格は、水道法第 24 条の 3 第 5 項及び水道法施行令第 9 条の規定により、水道法施行令第 6 条に規定する資格となり、従前どおりであること。(※平成 25 年 3 月 31 日若しくは条例が制定施行されるまでは経過措置)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第 19 条第 2 項第 2 号	第 13 条第 1 項	第 31 条において準用する第 13 条第 1 項	第 19 条第 2 項第 4 号	次条第 1 項	第 31 条において準用する次条第 1 項	第 19 条第 2 項第 5 号	第 21 条第 1 項	第 31 条において準用する第 21 条第 1 項	第 19 条第 2 項第 6 号	第 22 条	第 31 条において準用する第 22 条	第 19 条第 2 項第 7 号	第 23 条第 1 項
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
第 19 条第 2 項第 2 号	第 13 条第 1 項	第 31 条において準用する第 13 条第 1 項																	
第 19 条第 2 項第 4 号	次条第 1 項	第 31 条において準用する次条第 1 項																	
第 19 条第 2 項第 5 号	第 21 条第 1 項	第 31 条において準用する第 21 条第 1 項																	
第 19 条第 2 項第 6 号	第 22 条	第 31 条において準用する第 22 条																	
第 19 条第 2 項第 7 号	第 23 条第 1 項	第 31 条において準用する第 23 条第 1 項																	
	水道技術管理者となる者の要件 (役職等)、責務、権限等が明確に定められているか。	○平 14 健水発第 0327001 号 (課長通知) 「水道法の施行について」第 4 の 1 水道技術管理者は、水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有する者を選定するとともに、その業務で適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要である。																	

	水道技術管理者は法 19 条 2 項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しているか。 (責務規定違反)	○法第 19 条第 2 項 (水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第 5 条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 2 第 13 条第 1 項の規定による水質検査及び施設検査 3 給水装置の構造及び材質が第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査 4 次条第 1 項の規定による水質検査 5 第 21 条第 1 項の規定による健康診断 6 第 22 条の規定による衛生上の措置 7 第 23 条第 1 項の規定による給水の緊急停止 8 第 37 条前段の規定による給水停止 ○法第 31 条 (準用) (略)第 19 条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)
②布設工事の監督者の指名・資格要件	(1)布設工事監督者は適切に指名されているか。	○法第 12 条第 1 項 (技術者による布設工事の監督) 水道事業者は、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。 ○法第 31 条 (準用) 第 11 条から第 13 条まで、(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○水道法逐条解説 (法第 12 条関係) 指名は、辞令形式を用いることもあるが、必ずしも形式は問わず、監督する工事の範囲と本条による技術上の監督を担当する者であることが明らかにされていればよい。 ○昭 44 環水第 9059 号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(1) 水道施設の工事監督については、水道法第 12 条の規定により、水道の布設工事を施工する場合には、資格を有する監督者を指名し又は委嘱して、技術上の監督業務を行わせなければならないとされているので、これを遵守すること。(略) ○法第 3 条第 10 項 (用語の定義) この法律において「水道の布設工事」とは水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。 ○水道法逐条解説 (法第 3 条関係) 「水道施設の新設」とは、本条第 8 項に定める水道施設すなわち取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、及び配水施設であって水道事業者等の管理に属するものの全て又はいずれかの区分の施設を全く新しく設置することをいう。 「政令で定めるその増設又は改造の工事」とは、大規模又は重要部分の工事であって、 (1) 一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事、(2) 沈殿池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設または大規模の改造に係る工事をいう (略)
	(2)布設工事監督者は資格要件を満たしているか。	○法第 12 条第 2 項 (技術者による布設工事の監督) 前項の業務を行う者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。 ○施行令第 4 条 (布設工事監督者の資格) 法第 12 条第 2 項に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。(略) ○施行規則第 9 条 (布設工事監督者の資格) 令第 4 条第 1 項第 6 号の規定により同項第 1 号から第 5 号までに掲げる者と同等の以上

		の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。（略） ○施行規則第 51 条（準用） （略）第 9 条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。（略） ○法一部改正（H23） 平 23 健水発 1118 第 2 号（課長通知）「地域の自主性及び…略…における留意事項等について」第 1（1） 布設工事監督者の配置基準及び資格基準について、水道事業又は水道用水供給事業を営営する全ての地方公共団体（地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）が条例で定めること。（※平成 25 年 3 月 31 日若しくは条例が制定施行されるまでは経過措置）
③布設工事監督者の業務・責任	(1)布設工事監督者の業務内容、責任は明確か。	○水道法逐条解説（第 12 条関係） 工事監督者を各工事現場ごとにおくか、1 人とするかは、法第 19 条の水道技術管理者と異なり 1 人に限られていないためいずれでもよいと解されるが、布設工事の規模等を勘案し、適切な人員を確保する必要がある。 ○昭 44 環水第 9059 号（局長通知）「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(2) 水道事業者においては、これらの工事監督が適正に実施しうよう監督者及びその補助者の組織を整備するとともに、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすること。（略）
	(2)工事に関する報告、記録等は整備されているか。	○昭 44 環水第 9059 号（局長通知）「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(2) （略）また、工事に関する報告、記録等についても整備しておくこと。（略）
	(3)水道の布設工事以外の水道施設の工事についても、監督者を置いて監督業務を行っているか。	○昭 44 環水第 9059 号（局長通知）「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(1) （略）また、これ以外の水道施設の工事についても、これに準じて監督者を置いて監督業務を実施させること。
④工事監督業務の委嘱	工事監督業務を第三者に委嘱している場合は、責任区分が明確となっているか。	○法第 12 条第 1 項（技術者による布設工事の監督） 水道事業者は、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。 ○法第 31 条（準用） 第 11 条から第 13 条まで、（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（略） ○水道法逐条解説 資格を有する第三者に委嘱する場合、当該工事の請負人あるいは請負人の被雇用者に委嘱して監督業務を行わせることはできない。請負人は、水道事業者との利害が対立する者であって、本条で規定する第三者ではないからである。 ○昭 37 環水第 6 号（課長通知）「水道の布設工事の監督の強化と事業認可の申請等について」 1 水道事業者において資格ある技術職員を有しない場合は、第三者に委嘱して工事の施工に関する技術上の監督業務を行わせなければならないが、このさい設計の責任を明らかにするため当初の設計者に一貫して監督業務まで行わせることが望ましい。

2. 認可・届出関係		
①認可内容との整合性	(1)事業認可内容と実際の施設との整合はとれているか。	○法第7条（認可の申請） 1 水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 4 第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)給水区域、給水人口及び給水量 (2)水道施設の概要 (3)給水開始の予定年月日 (4)工事費の予定総額及びその予定財源 (5)給水人口及び給水量の算出根拠 (6)経営収支の概算 (7)料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件 (8)その他厚生労働省令で定める事項 5 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。（略） ○法第8条（認可基準） 1 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。 (1)当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。 (2)当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。 (3)水道施設の工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合すること。 (4)給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。 (5)供給条件が第14条第2項各号に掲げる要件に適合すること。 (6)地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。 (7)その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。 ○法第9条（附款） 1 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができる。 2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。 ○法第26条（事業の認可） 水道用水供給事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 ○法第27条（認可の申請） 1 水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 4 第1項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)給水対象及び給水量 (2)水道施設の概要

		(3)給水開始の予定年月日 (4)工事費の予定総額及びその予定財源 (5)経常収支の概算 (6)その他厚生労働省令で定める事項 5 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (略) ○法28条（認可基準） 1 水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。 (1)当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること。 (2)水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。 (3)地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。 (4)その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。 ○法第29条（附款） 1 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道用水供給事業経営の認可を与える場合には、これに必要な条件を附することができる。 2 第9条第2項の規定は、前項の条件について準用する。 ○施行規則第1条の2（認可申請書の添付書類等） (略) ○施行規則第2条（事業計画書の記載事項） 法第7条第4項第8号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1)工事費の算出根拠 (2)借入金の償還方法 (3)料金の算出根拠 (4)給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法 ○施行規則第3条（工事設計書に記載すべき水質検査の結果） (略) ○施行規則第4条（工事設計書の記載事項） 法第7条第5項第8号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (略) ○施行規則第5条（法第8条第1項各号を適用するについて必要な技術的細目） 法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。 (1)当該水道事業の開始が、当該水道事業に係る区域における不特定多数の者の需要に対応するものであること。 (2)当該水道事業の開始が、需要者の意向を勘案したものであること。 ○施行規則第6条 法第8条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第2号に関するものは、次に掲げるものとする。 (1)給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。 (2)給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の既存の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。 (3)給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年

		度ごとに合理的に設定されたものであること。 (4)給水量が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 (5)給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。 (6)工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。 (7)水質検査、点検等の維持管理の共同化について配慮されたものであること。 (8)広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。 (9)水道用水供給事業者から用水の供給を受ける水道事業者にあつては、水道用水供給事業者との契約により必要量の用水の確実な供給が確保されていること。 (10)取水に当たつて河川法第 23 条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。 (11)取水に当たつて河川法第 23 条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。 (12)ダム建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第 4 条第 1 項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。 ○施行規則第 7 条 法第 8 条第 2 項に規定する技術的細目のうち、同条第 1 項第 6 号に関するものは、当該申請者が当該水道事業の遂行に必要な資金の調達及び返済の能力を有することとする。 ○施行規則第 49 条（認可申請書の添附書類等） （略） ○施行規則第 50 条（事業計画書の記載事項） 法第 27 条第 4 項第 6 号に規定する厚生労働省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。 ○施行規則第 51 条の 2（法第 28 条第 1 項各号を適用するについて必要な技術的細目） 法第 28 条第 2 項に規定する技術的細目のうち、同条第 1 項第 1 号に関するものは、次に掲げるものとする。 (1)給水対象が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。 (2)給水量が、給水対象の給水量及び水源の水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 (3)給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。 (4)工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。 (5)広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。 (6)取水に当たつて河川法第 23 条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。 (7)取水に当たつて河川法第 23 条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合

		にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。 (8)ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第4条第1項に規定する基本計画においてダム使用权の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実にであると見込まれること。 ○施行規則第51条の3 法第28条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第3号に関するものは、当該申請者が当該水道用水供給事業の遂行に必要となる資金の調達及び返済の能力を有することとする。 ○施行規則第52条（準用） 第3条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において第3条中「法第7条第5項第3号」とあるのは「法第27条第5項第3号」と、「法第10条第2項」とあるのは「法第30条第2項」と、第4条中「法第7条第5項第8号」とあるのは「法第27条第5項第7号」と(略)それぞれ読み替えるものとする。
	(2)認可された施設整備の進捗状況は計画どおりか。	○法第35条第1項（認可の取消し） 厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後1年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後1年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の1年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後1年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。 ○水道法逐条解説（法第35条関係） 水道事業者及び水道用水供給事業者は、当該地域において事業経営の認可を受けた事業者として、事業を開始する義務がある。(略)取消しができない「正当な理由」としては、災害、社会経済情勢の変動、関連する許認可の遅延等が考えられる。すなわち、災害の発生により工事が遅れたほか、需要の発生を見込んだ団地開発が遅れたり、経済情勢の急変によって所要の資金や資材の調達が困難となり、あるいは工事を進める上で必要な行政庁の許認可が事業者の正当な手続きにもかかわらず遅延している場合等工事の遅れの責任を当該事業者に戻すことが適当でないと判断される場合がこれである。
	(3)水道施設の一部を休止又は廃止している場合が、変更認可の対象となっていないか。	○法第11条（事業の休止及び廃止） 1 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業者の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。 2 前項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 ○法第31条（準用） 第11条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第11条第1項中「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と、「水道事業者」とあるのは「水道用水供給事業者」と(略)読み替える(略)。
分水について	分水の解消に計画的に取り組んでいるか	○平14健水発第0327001号（課長通知）「水道法の施行について」第1の3 水道用水供給事業は、水道用水を供給する事業であり、分水については適用除外とする旨規定されているが、これは水道事業者又は専用水道の設置者が当該水の分与をその主たる目的としない場合をいうものであり、水道用水の供給が一時的なものでなく継続する事

		業として実施される場合については、併せて水道用水供給事業としての認可が必要である。 ○昭 60「水道事業等の認可の手引」 参考 2(1) なお、他の水道事業者への浄水の分水は、それ自体、水道の認可を要しないが、分水を行おうとする水道事業者が当該浄水の分与を恒久的に行おうとする場合は、その部分について水道用水供給事業となるので、併せて、水道用水供給事業の認可が必要となる。(参考)平 21.2「全国水道担当者会議」資料(抜粋) 3. 水道施策の推進について (4) 事業認可等に係る留意事項について オ. 分水に関する取扱い等について 分水については、水道法において水道用水供給事業の適用除外とする旨規定されているが、当時の様々な事情により近隣水道事業者からの依頼を受けた水道事業者が、一時的な措置として、両者間の任意契約により、浄水を分水することとしたというのが、その背景にあったものと思料される。 その一方で、分水は、当該分水の供給を受けている地域の需要者に対して安全かつ安定的な水を供給するために遵守されるべき様々な水道法上の規定(水質管理・水道施設維持管理・危機管理等)に関する責任の所在が不明確な状態にある。 水道事業においては、高度成長期等を中心に集中的に整備された水道施設の老朽化が進展し、更新需要が今後大幅に増大していく中で、施設の維持管理・更新・再構築に向けた計画的な対策の重要性がこれまで以上に高くなっており、また、施設の老朽化が災害や事故等への脆弱性を高め、災害時の被害を極めて大きくする可能性がある。需要者への安全かつ安定的な水の供給の確保に対する責任を果たし、持続可能な水道事業を確立するためには、これらの重要な諸課題に対する円滑かつ計画的な対策が非常に重要である。 これらの状況を踏まえ、水道事業者におかれては、当該分水地域の需要者への水の供給に支障を生じさせないことを大前提とし、分水に関わる責任の所在を明確にした上で、分水の背景・経緯等や現在の水利用形態等を踏まえつつ、法的位置付けが可能な形で整理できるよう、関係する水道事業者等間での十分調整・協議を通じて共通認識や合意形成を図り、大規模施設更新・危機管理対策・広域化検討等の様々な機会を捉えて、分水状態の解消に向け計画的に取り組んでいただくようお願いする。 分水状態の解消に際しては、いくつかの方策(被分水事業者における既存水道用水供給事業からの受水、被分水事業者における代替水源確保及び施設整備、分水事業者における水道用水供給事業の創設、分水事業者の給水区域への分水区域編入、被分水事業者から分水事業者への第三者委託、分水事業者及び被分水事業者間の水道事業統合等)が考えられるが、それぞれの分水事案によって、その背景や経緯、分水の利用形態、地理的条件等が当然異なるため、採るべき方策を一律に定めることは適当ではなく、分水に係る諸般の状況等を勘案した上で、関係水道事業者等間での十分な調整・協議を通じ、各事案に応じた最適な解消方策の検討を進めていただくようお願いする。 都道府県におかれては、都道府県認可の水道事業者に対しての周知、助言及び指導をお願いする。
	(4)事業の変更の認可を受けているか。 ただし、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であって、当該変更によ	○法第 10 条 (事業の変更) 1 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するものを除く)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。

	する工事費の総額が1億円以下であるものについては、あらかじめ都道府県知事に変更認可申請が行われているか。	(1) その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。 (2) その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。 2 第7条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。 ○法第30条（事業の変更） 1 水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するものを除く）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 (1) その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。 (2) その変更が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。 2 前3条の規定は、前項の認可について準用する。 ○施行令第14条第3項（都道府県の処理する事務） 給水人口が5万人を超える水道事業（特定水源水道事業に限る）又は1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更に必要な工事費の総額が1億円以下であるものに係る法第10条第1項又は第31条第1項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。 ○施行規則第8条（変更認可申請書の添付書類等） （略） ○平 23.10 月版「水道事業等の認可の手引」 (1) 給水区域の拡張（一部省略） 水道事業者は、給水区域外の需要者（専用水道、工場等を含む）に対して給水を行おうとするときは、当該需要者を給水区域に含むよう、給水区域の拡張について認可を受けなければならない。 (2) 給水対象の増加 水道用水供給事業者は、既存の事業計画で給水対象とされていない水道事業者に供給を行おうとする場合は、変更認可を受けなければならない。 (3) 給水人口の増加 水道事業者は、給水人口が計画給水人口を上回ることが予測される場合には、予め計画給水人口の増加について認可を受けなければならない。（略） (4) 給水量の増加 需要者の増加により、計画給水人口の範囲内では十分な給水が確保されないことが予測される場合には、予め計画給水量の増加について認可を受けなければならない。（略） (5) 水源の種別の変更 水源の種別の変更とは、工事設計書に記載された水源の種別の区分を変更することをいい、（略）なお、ある水源の廃止は、水源の種別の変更に当たらないが、これに伴い既存水源と異なる水源を設ける場合は、変更認可を受けなければならない。 (6) 取水地点の変更 取水地点とは、工事設計書に記載され、かつ、水道施設の位置を明らかにする地図（規則第3条第8号）に示された取水地点をいう。取水地点の変更は、工事設計書等によって特定された地点を変更（取水地点を増加させることを含む。）する場合のほか、地下水にあっては採水層を変更する場合も含まれ、これらに該当する場合、変更認可を受けなければならない。変更の有無は取水地点の原水水質と既存の浄水処理工程の関係を踏まえて判断する。なお、取水地点の廃止、他の水道からの受水地点の位置変更は取水地点の変更に該当しない。また、井戸の深度を変えることによって、水源の種別が同時に変更される場合は、取水地点の変更と共に、水源の種別の変更としても扱うものとする。 (7) 浄水方法の変更 浄水方法の変更とは、工事設計書に記載された浄水処理の工程に変更を加えること、

		又は沈澱地やろ過池等の形式を変更することにより、当該施設の処理機能又は処理能力に変更を及ぼすことをいい、浄水場毎に変更の有無を判断する。(略) ○平 15 (事務連絡)「市町村合併の際の水道事業認可及び統合について」2 水道用水供給事業の給水対象である水道事業者が給水対象でない水道事業者と市町村合併を行うことは、当該水道用水供給事業に係る「給水対象の増加」に該当しないものであること。 ○施行規則第7条の2 (事業の変更の認可を要しない軽微な変更) 法第10条第1項第1号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。 1、水道施設(送水施設(内径が250mm以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む)に限る)並びに配水施設を除く)の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次の各号のいずれにも該当しないものとする(ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合においては、ロ及びハの規定は適用しない。) (イ)変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するものであるとき。 (ロ)変更後の給水人口と認可給水人口(法7条第4項の規定により事業計画書に記載した給水人口(法第10条第1項又は第3項の規定により給水人口の変更(同条第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水人口とする)をいう。次号において同じ)との差が当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。 (ハ)変更後の給水量と認可給水量(法第7条第4項の規定により事業計画書に記載した給水量(法第10条第1項又は第3項の規定により給水量の変更(同条第1項第1号に該当するものを除く)を行ったときは、直近の変更後の給水量とする)をいう。次号において同じ)との差が当該認可給水量の十分の一を超えるものであること。 2、現在の給水量が認可給水量を超えない事業における水道施設の整備を伴う変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、ヌ又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。 (イ)普通沈澱池 (ロ)薬品沈澱池 (ハ)高速凝集沈澱池 (ニ)緩速濾過池 (ホ)急速濾過池 (ヘ)膜濾過池 (ト)エアレーション設備 (チ)除鉄設備 (リ)除マンガン設備 (ス)粉末活性炭処理設備 (ル)粒状活性炭処理設備 3、河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間(イ及びロにおいて「特定区間」という。)における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。 イ 特定区間に流入する河川がないとき。 ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

		○施行規則第 8 条の 2（事業の変更の届出） 法第 10 条第 3 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。（略） ○施行規則第 51 条の 4（事業の変更の認可を要しない軽微な変更） 法第 30 条第 1 項第 1 号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。 1、給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、次の各号のいずれにも該当しないもの。 (イ) 変更後の給水量と認可給水量（法第 27 条第 4 項の規定により事業計画書に記載した給水量（法第 30 条第 1 項又は第 3 項の規定により給水量の変更（同条第 1 項第 1 号に該当するものを除く）を行つたときは、直近の変更後の給水量とする）をいう。㍑及び次号において同じ）との差が 2,500 百立方メートルを超えるものであること。 (㍑) 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の百分の 1 を超えるものであること。 2、現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更を伴うもの。 (イ) 普通沈澱池 (㍑) 薬品沈澱池 (ハ) 高速凝集沈澱池 (ニ) 緩速濾過池 (ホ) 急速濾過池 (ヘ) 膜濾過設備 (ト) エアレーション設備 (チ) 除鉄設備 (リ) 除マンガン設備 3、河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間（イ及びロにおいて「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。 イ 特定区間に流入する河川がないとき。 ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。 ○施行規則第 51 条の 5（事業の変更の届出） 法第 30 条第 3 項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。（略） ○平 14 健水発第 0327001 号（課長通知）「水道法の施行について」第 3 の 3 事業の軽微な変更及び他の水道事業又は水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴う変更については、認可を要せず、届出によることとしており、この旨水道事業者及び水道用水供給事業者等に周知徹底を図るとともに、事業の廃止許可手続きの簡素化と併せてこれらの規定を活用し、水道の広域化による管理体制の強化等を図られたい。ここで、軽微な変更と認められるものの要件については、直近の認可変更内容を基準に判断されるべきものである。また、市町村合併等により、新たに設置された市町村等が新たに事業の認可申請を行う際に添付書類についての特例許可が設けられている。 ○平 14 健水発第 0327004 号（課長通知）「改正水道法の施行について」1 水道法施行規則第 8 条の 2 及び第 51 条の 5 第 1 号に規定する給水人口及び給水量は、

		事業の変更に当たり事業者が当面の事業計画として新たに設定するものであり、第7条の2第2号及び第4号並びに第51条の4第1項に規定される認可給水人口及び認可給水量とは異なることに留意されたい。(略) ○平15健発第1010004号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第3の1(1) 水道法施行規則第7条の2に定める事業の変更の認可を要しない軽微な変更は、内径が250mm以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む)の整備を伴う変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であって、水道法施行規則第7条の2の各号のいずれにも該当しないものが加えられたこと。
②各種届出	各種届出は適切に行われているか。	○法第27条(認可の申請) 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) (2)水道事務所の所在地 3 水道用水供給事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 ○法第13条第1項(給水開始前の届出及び検査) 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、(略) ○水道法逐条解説(法第13条関係) 本条の届出は、認可した事業の開始を知らせるとともに、監督庁において必要と認めるときは、法第39条の規定による検査ができるようにするためである。 ○法第14条第5項(供給規程) 水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 ○施行規則第12条の5(料金の変更の届出) 法14条第5項の規定による料金の変更の届出は、届出書に、料金の算出根拠及び経常収支の概算を記載した書類を添えて、速やかに行うものとする。 ○法第24条の3第2項(業務の委託) 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。 ○施行規則第17条の4(業務の委託の届出)第1項 法第24条の3第2項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。(略) ○水道法逐条解説(法第24条の3関係) これは、本条の委託が行われた場合は、水道法上の責任の一部が水道事業者から受託者に移ることになり、水道事業の監督者である国又は都道府県は、受託者を直接監督する責任を負うことから、受託の事実を把握しておく必要があるため事後の届出を義務としたものである。
③検査の実施 【給水開始前検査】 【給水装置検査】	(1)給水開始前検査は、適切に実施されているか。	○法第13条第1項(給水開始前の届出及び検査) 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、(略)厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければなら

		ない。 ○法第 31 条（準用） 第 11 条から第 13 条まで、(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第 10 条（給水開始前の水質検査） 1 法第 13 条第 1 項の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。 2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。 ○施行規則第 11 条（給水開始前の施設検査） 法第 13 条第 1 項の規定による施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設（給水装置を含む）について行うものとする。 ○施行規則第 52 条（準用） (略)第 9 条から第 11 条までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、第 11 条中「水道施設（給水装置を含む）」とあるのは「水道施設」と(略)それぞれ読み替えるものとする。 ○昭 44 環水第 9059 号（局長通知）「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(3) 配水施設以外の水道施設又は配水池を新設、増設、改造した場合においては、法第 13 条の規定に基づいて、水道法施行規則第 10 条及び第 11 条の水質検査及び施設検査の実施が義務づけられているので、これを遵守すること。 特に、工業用水道管等が布設されている地区における水道の工事については、その施工にあたって十分留意し、その検査に際しても水質の確認を行うなど、格別の注意を払うこと。 ○平 15 健水発第 1010001 号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 1 の 2 給水開始前の水質検査は新設、増設又は改造に係る施設を経た給水栓水についての全項目検査（新基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項の検査をいう。以下同じ）及び残留塩素の検査を行うこと。この場合、(略)また、全項目検査は検査方法告示、残留塩素の検査は残留塩素検査方法告示に、それぞれ準じて行うこと。 ○法第 13 条第 2 項（給水開始前の届出及び検査） 水道事業者は、水質検査及び施設検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、その検査を行つた日から起算して 5 年間、これを保存しなければならない。
	(2)水質検査の採水場所は適切か。	○施行規則第 10 条（給水開始前の水質検査）第 1 項 法第 13 条第 1 項の規定による水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。 ○水道法逐条解説（法第 13 条関係） ここで「水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所」とは、当該新設、増設又は改造に係る施設を経た水道水の末端をいい、必ずしも給水栓を意味しない。 ○平 15 健水発第 1010001 号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 1 の 2

		この場合、採水場所の選定は、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 2 号の規定の例に準ずるものとし、(略)なお、必要に応じて水源、配水池、浄水池等における水質についても検査すること。
	(3) 配水施設（配水池を除く。）及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。 誤接合防止措置（対策）は実施されているか。	○昭 44 環水第 9059 号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」1(3) また、配水施設(配水池を除く)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、これに準じて必要な検査を行うこと。 ○水道法逐条解説（法第 13 条関係） 配水池を除く配水施設の新設、増設又は改造の場合が届出及び確認の対象となっていないのは、これらの工事(配水管工事等)が頻繁に施行されていることから生ずる実際上の困難を考慮したものである。しかし、配水池以外の配水施設についても、本条による届出を要しないというにすぎず、水道事業者は清掃、消毒その他衛生上の措置や水圧試験等を実施し、当該施設が適切に施工され、かつ、その供給される水が水質基準に適合するものであることを確認する必要があることはいうまでもない。 ○平 14 健水発第 1206001 号(課長通知)「給水装置工事における工業用水道管等の誤接合の防止について」1 (略)なお、地下埋設物が錯綜している地区にあっては、他種地下埋設物の状況が把握できるよう十分に配慮すること。
	(4)指定給水装置工事事業者に対して工法、工期その他工事上の条件に承認を行っているか。	○施行規則第 36 条（事業の運営の基準） 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において（略） 3 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
3. 水道施設管理		
①施設基準	(1) 水道施設は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号)を満たしているか。	○法第 5 条（施設基準） 1 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 (4) 浄水施設を、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。 (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。 4 前 3 項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○平 12 厚省令第 15 号「水道施設の技術的基準を定める省令」 1 一般事項 (1) 水道法第 4 条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を所要の水圧で連続して供給することができること。 (14) 浄水又は浄水処理過程における水に凝集剤、凝集補助剤、水素イオン濃度調整剤、粉末活性炭その他の薬品又は消毒剤（薬品等）を注入する場合にあっては、当該薬品等の特

		性に応じて、必要量の薬品等を注入することができる設備(薬品等注入設備という)が設けられているとともに、(略) (15)薬品等注入設備を設ける場合にあっては、予備設備が設けられていること。ただし、薬品等注入設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りでない。 5 浄水施設 (5)消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 イ 消毒の効果を得るために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であること。 ロ 消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられていること。 ハ 消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていること。 ニ 消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていること。 ホ 液化塩素を使用する場合にあっては、液化塩素が漏水したときに当該液化塩素を中和するために必要な措置が講じられていること。 (8)原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること。 ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、この限りではない。 イ 地表水を原水としないこと。 ロ 紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。 ハ 原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。 (10)ろ過設備の洗浄排水、沈澱池等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水(浄水処理排水という)を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられていること。 7 配水施設 (8)配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最小動水圧が 150 キロパスカルを下回らないこと。ただし、給水に支障がない場合はこの限りでない。 (9)消火栓の使用時においては、前号にかかわらず、配水管内が正圧に保たれていること。 (10)配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最大動水圧が 740 キロパスカルを超えないこと。ただし、給水に支障がない場合はこの限りでない。 (15)前各号に掲げるもののほか、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な設備を有すること。 附則 1 この省令は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であって、第 1 条第 2 号から第 12 号まで、(略)第 5 条第 1 項(略)第 9 号及び第 11 号(略)に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。 附則(平 16 厚省令第 5 号) 4 この省令の施行の際現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等(ポンプ、消火栓その他水と接する面積が著しく小さいものを除く)であって、この省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第 1 条第 17 号ハに規定する基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。 ○平 12 衛水第 20 号(課長通知)「水道施設の技術的基準を定める省令等の留意事項について」第 1 5 第 5 条(浄水施設)関係 (2)第 2 項から第 8 項までに規定する浄水方法は、その機能、性能等が確認され、実用さ

		れている方法であることから規定したものであり、これら以外の浄水処理方法を排除するものではないこと。ただし、第2項から第8項までに規定する浄水方法以外の浄水方法を用いる場合には、処理の安全性、確実性等について十分確認するものであること。 7 附則関係 施設基準省令の施行の際現に設置されている水道施設については、水道施設の構造に係る基準であって基準に適合させるには大規模な改造を必要とするもの(水道水の安全性の確保に関わるものを除く)、水道施設の位置及び形式に関するものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適しない旨の経過措置を設けることとしたこと。 ○平 16 健水発第 0209001 号(課長通知)「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」5(3) 平成 16 年 4 月 1 日時点で現に設置されている浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等であって、改正後の基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造のときまでは、改正後の規定の適用を猶予することとした。なお、資機材等に係る単純な交換工事であっても、当該工事により新規に設置される資機材等については、新基準を満たす必要がある。
	(2)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号)を満たしているか。	○法第 5 条 (施設基準) 4 前 3 項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○平 12 厚省令第 15 号「水道施設の技術的基準を定める省令」第 1 条第 16 号 浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、別表第 1 の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。 ○平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)第 3 の 2(3) 浄水又は浄水処理過程で二酸化塩素を注入する水道事業者等においては、二酸化塩素及び亜塩素酸について、水質基準に準じて取扱うこととし、これらの項目及び塩素酸について毎日水質検査を行い、これらの目標値又は水質基準値を超過しないことを確認し、それらを超えた場合には、二酸化塩素の使用の中止等、直ちに対策を実施すること。 ○平 19 健水発第 1115002 号 (課長通知) 第 1 の 2 留意事項 塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、特に塩素注入率の高い水道事業者等においては、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、購入時、保管時、注入時において以下の事項に十分留意する必要がある。 (1) 購入時 購入仕様書に次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度を規定すること及び仕様を満たしたものが納入されていることを確認すること。 (2) 保管時 保管温度及び保管期間に配慮すること。保管タンク内の不純物も塩素酸の生成促進作用があるため、保管タンクの清掃を行うことが望ましいこと。 (3) 注入時 次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度が最も上昇していると考えられる時点において、薬品基準への適合確認を行うこと。 なお、塩素注入率が低い水道事業者等においても、可能な限り薬品由来の汚染物質の混入を低減すべきことであること及び次亜塩素酸ナトリウムが本質的に分解性のある物質であることに配慮し、上記の点に留意することが望ましい。 ○平 16 事務連絡「次亜塩素酸ナトリウム等水道用薬品の使用に当たっての留意事項について」1

		次亜塩素酸ナトリウムには高濃度の臭素酸が含有している場合があるので、次亜塩素酸ナトリウムを購入するときは、含有する臭素酸の濃度等を確認する必要があること。また、次亜塩素酸ナトリウムの生成に用いられる原料塩についても高濃度の臭素酸を含有している場合があるので、生成される次亜塩素酸ナトリウムの臭素酸の濃度を確認する必要があること。 ○平 12 衛水第 21 号(課長通知)「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」 (略) 本ガイドラインは、評価を行うための標準的な試験方法を示したものであり、その手順の概要は以下のとおりである。①水道用薬品の最大注入率を設定する。(以下、「設定最大注入率」という。) ②最大注入率における水道用薬品から付加される各評価項目の濃度等を確定する。(略)
②施設検査 【施設検査】	定期的な水道施設の検査が行われているか。	○法第 5 条 (施設基準) 1 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 (4) 浄水施設を、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。 (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。 4 前 3 項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○法第 19 条第 2 項 (水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第 5 条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
③鉛給水管の更新	(1) 鉛給水管の布設状況把握しているか。 (2) 鉛給水管の更新計画が策定されているか。 (3) 鉛低減化対策が実施されているか。	○昭 45 環水第 119 号 (課長通知)「赤水等対策の強化について」 (2) 水質の改善 管等の素材あるいは塗装材等から鉄、亜鉛、銅、炭酸カルシウム等が多量に溶出あるいは析出するとき、およびそのおそれがあるときは、pH 値ランゲリア指数等を指標として、アルカリ剤の添加 (pH 値調整) 等によって、水の腐食性の軽減を図ること。(略) (3) 管の材質の選定と計画的な布設替 赤水の発生している管の大部分は、内面塗装のはく離した铸铁管ならびに鋼管である。(略) また、既設の赤水等の原因となっている管については耐食性のある新管に取り替えることが効果的であるので、その緊急度に応じて、計画的に布設替えを行うこと。 ○平元衛水第 177 号(課長通知)「給水管等に係る衛生対策について」 ○平 13 健水発第 57 号 (課長通知)「給水管等に係る衛生対策について」 ○平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 4 の 6 ○平 17 健水発第 1017001 号 (課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(2)⑦ 鉛給水管の更新を促進するための施策について、鉛給水管を 5 年後に半減し、その後できる限り全廃することを目指しつつ、目標を設定する。

	(4)利用者に対する広報活動を行っているか？	○平 17 健水発第 1017001 号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・鉛給水管布設替計画の策定と実施 ○平成 19 健水発第 1221001 号（課長通知）「鉛製給水管の適切な対策について」 鉛に係る水質基準確保のためには、以下の内容が重要と考えられる（略）1 鉛製給水管使用者等への広報活動 (1)鉛製給水管を使用している住宅を特定できている場合は、当該水道使用者（所有者に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を個別に周知されたいこと。なお、個別の周知は一度実施するだけでなく、定期的に行われることが望ましい。 (2)鉛製給水管を使用している住宅を特定できない場合においては、給水台帳等の保有情報を確認することにより特定に努められたいこと。 併せて、例えば給水開始時期等から推定し、使用の可能性のある住宅を中心に、検針時及びメーター交換時に水道メーターます内の鉛製給水管使用状況を確認するほか、水道使用者に調査の方法（鉛製給水管の写真などを提示して、水道管の色による判別を呼びかけるなど）を明らかにするとともに、判別がつかない時の措置として水道事業者への相談を呼びかけるなど、対応を図られたいこと。 2 鉛製給水管の布設替計画の策定と布設替えの促進 (1)布設替計画の策定 (略)次の(2)及び(3)に留意の上、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進められたいこと。 (2)配水管分岐部～水道メーターまでの布設替え 配水管分岐部から水道メーター（水道メーターまわりを含む）までは、水道施設と直接接続していること、公道で工事を要すること、布設替えにより漏水を解消し有収率の向上が期待できることから、水道事業者自らが積極的に布設替えに取り組むようお願いする。 また、配水管の布設替えと合わせて鉛製給水管の布設替えを実施する例があるが、配水管更新予定が定まっていない路線においても、鉛製給水管の解消が遅れることがないようすべきである。 なお、公道下部分の布設替えにあたっては、起債制度の活用も検討されたい。 (3)水道メーター～給水栓までの布設替え 水道メーター下流部～給水栓は、早期に布設替えするよう給水装置の所有者の意識向上を図るとともに、可能な場合には、水道事業者が助成制度や融資制度を設けるなど、所有者による布設替えを促進する支援策を講じられたいこと。 なお、水道事業者自らが、(2)で記述した水道メーター上流部分の布設替えに積極的に取り組むことは、給水装置の所有者の負担軽減につながり、メーター下流側の布設替実施の契機となるものと思料される。 3 鉛の水質基準の確保 鉛製給水管の布設替えが完了するまでの間においては、以下の(1)から(3)等により、鉛の水質基準の確保に万全を期されたい。 (1)鉛の溶出対策 鉛製給水管が数多く残存している場合等には、pH調整の実施について検討すること。 (2)鉛濃度の把握 鉛製給水管を使用している給水栓における鉛濃度の把握に努めること（例えば、定期水質検査の採取場所に含めることや鉛製給水管に着目した水質調査の実施等）。

		(3)鉛濃度が高い給水栓への対応 水質調査等により鉛濃度が高いことが把握されている給水栓について、水道事業者が実施する配水管分岐部から水道メーターまでの布設替えを優先的に実施する、使用者に布設替えを働きかける等の対応を図り、水質基準の確保に万全を期されたいこと。
4. 衛生管理関係		
①定期の健康診断 【健康診断】	(1)定期健康診断は、おおむね 6 箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保菌者を含む。）の有無に関して実施されているか。	○法第 21 条第 1 項（健康診断） 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。 ○法第 31 条（準用） （略）第 19 条から第 23 条まで（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（略） ○施行規則第 16 条第 1 項（健康診断） 定期の健康診断は、おおむね 6 箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。 ○施行規則第 16 条第 4 項（健康診断） 他の法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項について同じ）に基づいて行われた健康診断の内容が、第 1 項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分の健康診断とみなす。（略） ○施行規則第 52 条（準用） （略）第 15 条から第 17 条の 4 までの規定は、水道用水供給事業について準用する。（略）
	(2)健康診断の実施項目は適切か。	○平 15 健水発第 1010001 号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 1 の 4 (1)病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎（小児麻痺）、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意すること。 (2)病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行うこと。
	(3)健康診断の受診者は適切か。	○法第 21 条（健康診断）第 1 項 水道用水供給事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。 ○法第 31 条（準用） （略）第 19 条から第 23 条まで（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。（略） ○水道法逐条解説（法第 21 条関係） 取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者の全員が本条の健康診断受診対象者である。これらの者に伝染病（感染症）等の保菌者がいた場合には、水道水が汚染されるおそれがあるからである。臨時の職員、作業人等についても、本条は適用される。
②臨時の健康診断 【健康診断】	臨時の健康診断が必要となるような状況が生じて	○法第 21 条（健康診断）第 1 項 水道用水供給事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している

	いると認められる場合に、臨時の健康診断を行っているか。	者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、以下により、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。 ○法第 31 条（準用） (略) 第 19 条から第 23 条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第 16 条（健康診断）第 2 項 法第 21 条第 1 項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合、発生した感染症又は発生するおそれのある感染症について、前項の例により行うものとする。 ○施行規則第 52 条（準用） (略) 第 15 条から第 17 条の 4 までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)
③記録の保存 【健康診断】	過去 1 年間の健康診断に関する記録は保存されているか。	○法第 21 条第 2 項（健康診断） 水道事業者は、前項の健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して 1 年間、これを保存しなければならない。 ○法第 31 条（準用） (略) 第 19 条から第 23 条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第 16 条（健康診断）第 4 項 他の法令(地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項について同じ)に基いて行われた健康診断の内容が、定期健康診断の感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、健康診断に関する記録は、他の法令に基いて行われた健康診断の記録をもって代えるものとする。 ○施行規則第 52 条（準用） (略) 第 15 条から第 17 条の 4 までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)
④汚染防止対策 【衛生上の措置】	(1)取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止が充分になされているか。	○法第 22 条（衛生上の措置） 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○法第 31 条（準用） (略) 第 19 条から第 23 条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第 17 条第 1 項第 1 号（衛生上必要な措置） 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。 ○施行規則第 52 条（準用） (略) 第 15 条から第 17 条の 4 までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平 15 健水第 1010001 号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 1 の 5(1) 水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、（略）
	(2)上記の施設には、かぎを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。また、施設の構内においては、便	○法第 22 条（衛生上の措置） 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○施行規則第 17 条第 2 号（衛生上必要な措置） 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

	所、廃棄物集積所及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿等を用いた耕作及び園芸並びに家畜及び家禽の放し飼等がなされていないか。	○施行規則第 52 条（準用） (略) 第 15 条から第 17 条の 4 までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平 12 厚省令第 15 号「水道施設の技術的基準を定める省令」 1 一般事項 (10) 水の汚染のおそれがないように、必要に応じて、暗渠とし、又はさくの設置の他必要な措置が講じられていること。 附則 1 この省令は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 2 この省令の施行の際現に設置されている水道施設であつて、第 1 条第 2 号から第 12 号まで(略)に規定する基準に適合しないものについては、その施設の大規模の改造の時までは、これらの規定を適用しない。 ○平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 1 の 5 1 水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者は、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせい等の周辺は、常に充分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施錠設備をする等のほか、汚染防止のため一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等を行うこと。 2 前項の施設の構内においては、便所、廃棄物集積所及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れない設備とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いる耕作及び園芸並びに家畜等の放し飼等をしてはならないこと。
⑤遊離残留塩素濃度の管理 【衛生上の措置】	(1)給水栓における残留塩素濃度は基準値以下とならないよう管理されているか。	○法第 22 条（衛生上の措置） 水道事業者は、厚生労働省令の定めるとことにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。 ○法第 31 条（準用） (略) 第 19 条から第 23 条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第 17 条第 1 項第 3 号（衛生上必要な措置） 給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1mg/l(結合残留塩素の場合は、0.4mg/l)以上保持するように塩素消毒を行うこと。(略) ○施行規則第 52 条（準用） (略) 第 15 条から第 17 条の 4 までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平 8 衛水第 230 号(課長通知)「水道における衛生上の措置の徹底等について」1 病原性大腸菌等による感染症を防止するためには、水道法第 22 条に規定する衛生上の措置を徹底することが基本であり、特に、同法施行規則第 17 条第 3 項に規定する塩素消毒が確実に行われることが重要であるので、その旨管下水道事業者への指導を徹底されたい。
⑥消毒 【衛生上の措置】	(1)消毒が中断しないよう必要な措置が講じられているか。	○法第 5 条（施設基準） 4 前 3 項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○平 12 厚省令第 15 号「水道施設の技術的基準を定める省令」 5 浄水施設 (5) 消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 ロ 消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられていること。 ハ 消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていること。 ニ 消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていること。

		ホ 液化塩素を使用する場合にあっては、液化塩素が漏出したときに当該液化塩素を中和するために必要な措置が講じられていること。 ○平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 1 の 5 (4) 消毒設備については、水道施設の技術的基準を定める省令第 5 条第 1 項第 5 号の規定によるほか、消毒が中断しないよう、常に整備を行うこと。
	(2) 消毒剤の注入点は適切か。	○法第 5 条 (施設基準) 4 前 3 項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は厚生労働省令で定める。 ○法第 19 条第 2 項 (水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第 5 条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ○平 12 厚省令第 15 号「水道施設の技術的基準を定める省令」第 5 条第 1 項第 5 号 消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 イ 消毒の効果をを得るために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であること。 ○平 15 健水発第 1010001 号 (課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 1 の 5(5) 消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が充分水に混合するように行うこと。
5. 水質検査関係		
① 定期の水質検査の回数及び項目 【水質検査】	(1) 毎日の水質検査(色、濁り、消毒の残留効果)は毎日実施されているか。また、検査項目は適切か。	○法第 20 条第 1 項 (水質検査) 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○法第 31 条 (準用) (略) 第 19 条から第 23 条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第 15 条 (定期及び臨時の水質検査) 1 法第 20 条第 1 項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) 次に掲げる検査を行うこと。 イ 1 日 1 回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査 4 第 1 項第 1 号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行つた日においては、行うことを要しない。 ○施行規則第 52 条 (準用) (略) 第 15 条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)
	(2) 基準項目の水質検査の回数は法定の回数以上実施されているか。また、検査項目は適切か。	○法第 20 条第 1 項 (水質検査) 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○法第 31 条 (準用) (略) 第 19 条から第 23 条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略) ○施行規則第 15 条 (定期及び臨時の水質検査) 1 法第 20 条第 1 項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。(別表参照) ○施行規則第 52 条 (準用) (略) 第 15 条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略)

		○平 15 厚労省令第 101 号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。（略） ○平 15 厚労省告示第 261 号「水質基準に関する省令に基づき厚生労働大臣が定める方法」 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ該当各号に掲げるとおりとする。（略） ○平 15 健発第 1010004 号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正について」 （略）
②採水地点 【水質検査】	(1)採水場所は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。	○施行規則第 15 条第 1 項第 2 号（定期及び臨時の水質検査） 検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。（一定の場合の例外については別表参照） ○施行規則第 52 条（準用） （略）第 15 条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、（略）第 15 条中「給水栓」とあるのは「当該水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所と（略）読み替えるものとする。」 ○平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 1 の 3 (3)検査に供する水の採取場所の数については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるよう設定することともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定することが必要であること。また、必要に応じて水源、浄水池及び配水池における水質も検査すること。 ○平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」別添 1 の注 1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採水することができる。 ○水道法逐条解説（第 20 条関係） 1（略）「判断できる場所」とは、給水栓のほか配水管の末端等水が停滞しやすい場所を含むものであり、（略）
水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目について、水源の種別や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、検査結果を公表しているか	○平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 1 の 3 (8)水道法施行規則第 15 条第 6 項において策定することとされた水質検査計画に関しては、以下のとおりとすること。 ニ 水質検査計画は水道法第 20 条第 1 項の規定に基づく水質検査を対象としたものであるが、水質管理目標設定項目（略）についても必要に応じて当該水質検査に準じて当該計画に位置付けられたいこと。 ○平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 3 1 基本的考え方 (1)水質管理目標設定項目は、浄水中で一定の検出の実績はあるが、毒性の評価が暫定的

		であるため水質基準とされなかったもの、又は、当該濃度を超過して浄水中で検出される可能性があるもの等水質管理上留意すべきものであること。このため、水質管理目標設定項目については、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努め、水質管理活用されたいこと。また、水質管理目標設定項目の結果については、水道事業者等においてとりまとめ、(略)公表し、関係者の注意喚起等に努められたいこと。 (2)なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種別等ごとにまとめたので、参考にされたいこと。 イ 水源が湖沼等停滞性水域である場合に着目すべき項目 アンチモン及びその化合物、亜硝酸態窒素、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、農薬類、カルシウム及びマグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、1, 1, 1-トリクロロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、濁度、pH値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌 ロ 水源が河川水である場合に着目すべき項目 上記イに掲げる項目、ウラン及びその化合物 ハ 水源が地下水である場合に着目すべき項目 上記ロに掲げる項目、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トルエン、メチルtert-ブチルエーテル、1, 1-ジクロロエチレン ニ 使用する資機材及び薬品の観点から着目すべき項目 ニッケル及びその化合物、亜塩素酸、二酸化塩素、臭気強度(TON)、pH値、アルミニウム及びその化合物 ホ 消毒副生成物等の観点から着目すべき項目 亜塩素酸、二酸化塩素、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、臭気強度(TON)、pH値 2 水質の測定等 (1)水質検査にあたっての地点や頻度設定の考え方は水質基準に係る検査に準じ、基本的には水質検査を行う地点と同一とすること。 ○平 15 健発第 1010004 号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第 4 将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として「水質管理目標設定項目」を別添 1 のとおり定めたこと。(略) ○平 15 健発第 1010004 号(局長通知)水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第 4 の 2 水質管理目標設定項目のうち農薬類については、下記の式で与えられる検出指標値が 1 を超えないこととする「総農薬方式」により水質管理目標設定項目に位置づけることとしたこと。(略)測定を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するものであるが、検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬を別添 2 のとおりリストアップしたこと。(略)
③水質検査の委託	水質検査を適切な機関に委託しているか。	○法第 20 条第 3 項(水質検査) 水道事業者は、第 1 項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

		○法第 31 条（準用） (略) 第 19 条から第 23 条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)
④水質検査結果	(1)水質検査結果は、水質基準（水質基準に関する省令）を満たしているか。	○法第 4 条（水質基準） 1 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 (1)病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。 (2)シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。 (3)銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。 (4)異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。 (5)異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。 (6)外観は、ほとんど無色透明であること。 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 ○法第 20 条第 1 項（水質検査） 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○平 15 厚生省令第 101 号「水質基準に関する省令」 水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。(略) ○平 23 健発 0128 第 3 号「水質基準に関する省令の一部改正等について」 第 2 基準省令の一部改正について 基準省令の表について、トリクロロエチレンに係る基準値を 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に強化する改正を行ったものであること。
	(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。	○法第 20 条第 1 項（水質検査） 水道事業者は、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。 ○平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の第 2 1 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため下記 2 から 5 に基づき必要な対策を講じること。なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行うこと。 2 一般細菌および大腸菌については、その水道水中の存在状況は病原微生物による汚染の可能性を直接的に示すものであるので、それらの評価は、検査ごとの結果を基準値と照らし合せて行うべきであり、基準を超えている場合には、水質異常時とみて直ちに別添 3 に従い、所要の措置を講ずる必要があること。また、塩化物イオンなど病原性微生物の存在を疑わせる指標としての性格も有する項目（水道法施行規則第 15 条第 1 項第 4 号において省略が可能とされていない項目のうち、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸およびホルムアルデヒド以外の項目をいう。）についても、その値が大きな変動を示した場合には、上記に準じて対応する必要があること。 3 シアン化物イオン及び塩化シアン並びに水銀及びその化合物については、生涯にわたる連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準値が設定されているが、従前からの扱いを考慮して、上記 2 に準じて対応をとることが適当であること。 4 新基準省令の表中 1 の項から 30 の項までの上欄に掲げる事項のうち上記 2 及び 3 に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結

		果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添 3 に従い所要の対応を図るべきであること。 5 新基準省令の表中 31 の項から 50 の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水としての機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせるにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添 3 に従い所要の対応を図るべきであること。 (略)
⑤ 原水の水質検査	すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年 1 回は定期的に全項目検査（消毒副生成物を除く。）を実施しているか。	○平 5 衛水第 187 号（課長通知）「『水道法の施行について』の一部改正について」留意事項 等について」2 水道用水供給事業又は他の水道事業から供給を受ける水のみを水源とする水道事業については、従前どおり原則として水質基準の全ての事項を対象に水質検査を行うものであるが、水を供給する水道用水供給事業又は水道事業が行う浄水の採水場所と、供給を受ける水道事業が行う原水の水質検査の採水場所とが隣接している場合には、双方が調整を図ることにより、水を供給する水道用水供給事業又は水道事業が行う浄水の水質検査を、供給を受ける水道事業が行う原水の水質検査として取り扱うことも差し支えない。 ○平 15 健水発第 1010001 号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 4 の 2 すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年 1 回は定期的に全項目検査（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く）を実施し、（略）その結果を一定期間保存されたいこと。（略）
	必要に応じて水質管理目標設定項目についても検査を実施しているか	○平 15 健水発第 1010001 号（課長通知）「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 4 の 2 すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年 1 回は定期的に全項目検査（略）を実施し、また必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施し、その結果を一定期間保存されたいこと。（略） ○平 23 健発 0128 第 3 号（課長通知）「水質基準に関する省令の一部改正等について」第 5 水質管理目標設定項目の一部改正について 15 年局長通知別添 1（別添 1 略）及び別添 2（別添 2 略）を別紙新旧対照表のとおり改正し、（略）
⑥ 水質検査計画	(1) 水質検査計画は、毎事業年度の開始前に策定されているか。 (2) 記載しなければならない事項は記載されているか。	○施行規則第 15 条第 6 項（定期及び臨時の水質検査） 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第 1 項及び第 2 項の検査の計画を策定しなければならない。 ○施行規則第 52 条（準用） （略）第 15 条（略）の規定は、水道用水供給事業について準用する。（略） ○施行規則第 15 条第 7 項（定期及び臨時の水質検査） 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの (2) 第 1 項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

		(3)第1項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由 (4)第2項の検査に関する事項 (5)法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容 (6)その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項 ○施行規則第52条（準用） (略)第15条(略)の規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第1の3 (8)水道法施行規則第15条第6項において策定することとされた水質検査計画に関しては、以下のとおりとすること。 イ「水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの」とは、原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項であって、水質検査計画を策定する上で関係する事項であること。 ロ「臨時の水質検査に関する事項」とは、臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等であること。 ハ「その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項」とは、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項等であること。
水質検査の精度管理	水質検査の精度管理を行っているか 正確な検査結果を得るための体制の構築に努めているか 水質検査を委託している場合は、精度管理の結果について確認しているか	○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の5 水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査の実施に当たっては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、当該検査を行う水道事業者等においては、信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備や標準作業書の作成等を行うなどにより、正確な検査結果を得るための体制の構築に努められたいこと。 ○平15健水発第1010001号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第4の5 水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査の実施に当たっては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、当該検査を行う水道事業者等においては、信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備や標準作業書の作成等を行うなどにより、正確な検査結果を得るための体制の構築に努められたいこと。
⑦記録の保存	(1)水質検査の記録を適正に作成しているか。	○法第20条第2項（水質検査） 水道事業者は、水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、(略) ○法第31条（準用） (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)
	(2)過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。	○法第20条第2項（水質検査） 水道事業者は、水質検査を行つたときは、(略)水質検査を行つた日から起算して5年間、これを保有しなければならない。 ○法第31条（準用） (略)第19条から第23条まで(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。(略)
6. 水質管理関係		
①原水のクリプトス	(1)指標菌の検出レベル等か	○平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針の実

ポリジウム等による汚染のおそれの判断	ら適切にリスクレベルの判断を行っているか。	施について」第2 留意事項 1、定期的な原水に係る検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、平成 19 年度以降できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、定期的に原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること ○平 23 年健水発第 0331 第 3 号課長通知「水道における指標菌の検査について」第 1 原水中の指標菌検査の実施について 指標菌の検査を行わず、リスクレベルの判断が行えない施設は、(略)、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関への委託を活用する等して、速やかに指標菌の検査を行い、リスクレベルを判定すること。 ○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平 19 健水発第 0330005 号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」) 2、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断 (1) レベル 4 (クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い) 地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設 (2) レベル 3 (クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある) 地表水以外の水を水道の原水としており当該原水から指標菌が検出されたことがある施設 (3) レベル 2 (当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い) 地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設 (4) レベル 1 (クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い) 地表水等が混入していない被圧地下水以外のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設 ○指標菌 大腸菌及び嫌気性芽胞菌は水道水源の糞便による汚染の指標として有効である。また、その感染経路から、糞便により汚染された水源の水にはクリプトスポリジウム等が混入するおそれがある。このため原水にいずれかの指標菌が検出された場合には「原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合」に該当することとなる。
②汚染のおそれの程度に応じた予防対策	(1) 原水にクリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある施設では、ろ過施設の整備等又は水源対策の措置を講じているか。	○平 12 厚省令第 15 号「水道施設の技術的基準を定める省令」第 5 条第 1 項第 8 号 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること。 ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、この限りではない。 イ 地表水を原水としないこと。 ロ 紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。 ハ 原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。 ○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平 19 健水発第 0330005 号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」) 3、予防対策 水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。 (1) 施設整備

		(ア) レベル 4 ろ過池またはろ過膜（以下、「ろ過池等」という。）の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を整備すること。 (イ) レベル 3 以下のいずれかの施設を整備すること。 (a) ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等） (b) クリプトスポリジウム等を不活化することができる紫外性処理施設。具体的には以下の要件を満たすもの ① 紫外線照射槽を通過する水量の 95% 以上に対して、紫外線 (253.7nm 付近) の照射量を常時 10mj/c m² 以上確保できること。 ② 処理対象とする水が以下の水質を満たすものであること。 ・ 濁度 2 度以下 ・ 色度 5 度以下 ・ 紫外線 (253.7nm 付近) の透過率が 75% を超えること（紫外線吸光度が 0.125abs./10 mm 未満であること） ③ 十分に紫外線が照射されていることを常時確認可能な紫外線強度計を備えていること。 ④ 原水の濁度の常時測定が可能な濁度計を備えていること（過去の水質検査結果等から水道の原水の濁度が 2 度に達しないことが明らかである場合を除く。） (4) 水源対策 地表水若しくは伏流水の取水施設の近傍上流域又は浅井戸の周辺にクリプトスポリジウム等を排出する可能性のある污水处理施設等の排水口がある場合には、当該排水口を取水口等より下流に移設し、又は、当該排水口より上流への取水口等の移設が恒久的対策として重要であるので、関係機関と協議うえ、その実施を図ること。 また、レベル 3 又はレベル 4 の施設においてクリプトスポリジウム対策に必要な施設を整備することが困難な場合には、クリプトスポリジウム等によって汚染される可能性の低い原水を取水できる水源に変更する必要があること。
(2) 汚染のおそれのある施設において適切な運転管理を行っているか。	○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平 19 健水発第 0330005 号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」) 3. 予防対策 水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。 (3) 運転管理 (ア) ろ過 ① ろ過池等の出口の水の濁度を常時監視し、ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持すること。 ② ろ過方式ごとに適切な浄水管理を行うこと。特に急速ろ過法を用いる場合にあっては、原水が低濁度であっても、必ず凝集剤を用いて処理を行うこと。 ③ 凝集剤の注入量、ろ過池等の出口濁度等、浄水施設の運転管理に関する記録を残すこと。 ○共通の留意事項 ・ ろ過池等の出口の水の濁度は各ろ過池等ごとに測定することとするが、不可能な場合は、各処理系統ごとに測定することとし、いずれの場合も測定記録を残すこと。 (イ) 紫外線処理	

		①紫外線強度計により常時紫外線強度を監視し、水量の95%以上に対して紫外線(253.7nm 付近)の照射量が常 10mj/c m²以上得られていることを確認すること。 ②原水濁度が2度を超えた場合は取水を停止すること。ただし、紫外線処理設備の前にはろ過施設を設けている場合は、この限りではない。③常に設計性能が得られるように維持管理(運転状態の点検、保守部品の交換、センサー類の校正)を適正な頻度と方法で実施すること。 (ウ)施設整備中の管理 ①レベル4 クリプトスポリジウム等対策のために施設整備を早急に完了する必要があるが、整備中の期間においては、原水の濁度を常時計測して、その結果を遅滞なく把握できるようにし、濁水等により原水の濁度レベルが通常より高くなった場合には、原則として原水の濁度が通常のレベルに低下するまでの間、取水停止を行うこと。ただし、上流の河川工事等が水道原水の濁度を上昇させている場合、底泥をまき上げない工事等のように必ずしもクリプトスポリジウム等による汚染を生じさせないものもあるため、当該工事の種類、場所その他を勘案して取水停止の必要性を判断すること。 ②レベル3 クリプトスポリジウム等対策のために必要な施設整備に時間を要する場合には、以下のいずれかの措置をとること。 ・過去の水質検査結果等から濁水等により原水の濁度レベルが高くなることが明らかである場合には、原水の濁度を常時監視して、その結果を遅滞なく把握できるようにし、原水の濁度レベルが通常のレベルに低下するまでの間、取水停止を行うこと。 ・その他の場合には、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査の結果、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高くなったと判断される場合には、取水停止等の対策を講じること。
	汚染のおそれの程度に応じた原水等の検査を適切に行っているか	○平 19 健水発第 0330005 号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針の実施について」第 2 留意事項 1、定期的な原水に係る検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、平成 19 年度以降できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、定期的に原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。 ○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平 19 健水発第 0330005 号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」) 3. 予防対策 水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講じること。 (2)原水等の検査 (ア) レベル 4 及びレベル 3 ・水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査をすること。ただし、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。 (イ) レベル 2 ・3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施すること。 (ウ) レベル 1 ・年1回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の地表からの汚染

		の可能性を示す項目の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認すること。 ・3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆物の状況等の点検を行うこと。 ○留意事項 レベル4及びレベル3の場合、浄水を毎日1回20リットル採水し、ポリタンクに注入した水または採水した水から得られるサンプルを14日間保存することが望ましい。そのための採水は浄水施設で行うことが望ましいが、当該浄水場からの給水を受ける配水系統内の給水栓の水でも差し支えない。
7. 危機管理対策関係		
①危機管理マニュアル類	危機管理マニュアル類(テロ対策、震災対策、クリプトスポリジウム等対策)は整備されているか。	○法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止 ○法第23条第1項(給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○法第31条(準用) (略)第23条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第23条第1項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について」 (略)貴管下の水道事業者等においてもこれに準じて地域の実情に即した地震防災の計画を策定するよう指導されたい。 (別添)大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について 1 組織、体制に関する事項 (略) 2 地震予知情報、応急対策実施状況等の情報の伝達に関する事項 (略) 3 緊急貯水槽に関する事項 (略) 4 施設点検及び工事の中止に関する事項 (略) 5 応急給水に関する事項 (略) 6 応急復旧に関する事項 (略) 7 職員に対する教育、訓練に関する事項 別添 (略) ○昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」3 地震、風水害等に備えた防災計画について、電気事業者の意見を参考として、電力供給が停止するケースも想定した防災計画の策定・充実 ○昭49環計第36号(部長通知)「渇水対策について」Ⅱ3 渇水時に予想されるすべての事態を想定して、おおむね次に掲げる渇水対策活動に関する計画をあらかじめ作成し、渇水対策活動を効果的に進めるよう備えること。 (1)広報活動、(2)給水制限の実施、(3)応急給水の実施、(4)緊急水源の確保、(5)保健

		衛生対策 ○昭 59 衛水第 46 号（課長通知）「渇水対策指針の送付について」（略） ○平 13 健水発第 87 号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平 18 事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者の周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。 ○平 17 健水発第 1017001 号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3. 6(3) ・地震、水害等の各種危機管理マニュアルの策定 (参考) 平 9. 1 水道の耐震化計画策定指針（厚生省） (参考) 平 19. 3 「危機管理対策マニュアル策定指針」（厚生労働省） (参考) 平 20. 3 「水道の耐震化計画等策定指針」（見直し） (参考) 平 19 目途「広域的災害対策計画策定指針」 ○水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平 19 健水発第 0330005 号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」) 4、クリプトスポリジウム症等が発生した場合の応急対応 クリプトスポリジウム症等が発生し、水道水がその原因であるおそれがある場合には、関係者は次の対応措置を講ずること。 (1) 応急対応の実施 水道事業者等をはじめ、都道府県の関係部局は連携して応急対応を実施すること。 ○連絡体制の整備 感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県（水道行政担当部局、感染症担当部局、食中毒担当部局、保健所等）、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者の間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこと。（略）
②連絡体制	緊急時における当該事業者内関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。	○法第 23 条第 1 項（給水の緊急停止） 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○法第 31 条（準用） （略）第 23 条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、（略）第 23 条第 1 項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と（略）読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○昭 49 環計第 36 号(部長通知)「渇水対策について」Ⅱ2 渇水の状況に応じ、水道事業体に渇水対策本部を設置するなど、体制を整備し、関係行政機関との連絡調整を円滑にするとともに（略） ○昭 55 環水第 3 号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について」 2 地震予知情報、応急対策実施状況等の情報の伝達に関する事項 応急対策が適格に実施されるよう必要な情報の入手並びに関係機関への報告及び要請のための情報伝達等に関し、次の事項に係る内容を明示すること。 (1) 県の水道担当部局等との間及び組織内部における情報伝達経路 (2) 情報伝達方法

		別添 厚生省防災業務計画 第2 災害時応急体制の整備 3 水道事業等は、(略)以下の措置を行う。 (2) 地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。 ○昭 61 環水第 116 号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」1 電気事業者との連絡体制に関し、次の点に配慮した点検及び整備・強化 (1) 連絡責任者の設置及び連絡系統の整備 (2) 電話による連絡体制の確立 (3) 水道事業者等からの電気系統の復旧に関する希望優先順位の提示 (4) 双方の施設配置等に関する情報の交換 (5) 停電時の双方の体制に関する情報の交換 ○平 13 健水発第 87 号(課長通知)「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平 18 事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) 緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること及び緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。(略)さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者の周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。 ○平 16 健水発第 0226002 号(課長通知)「不法行為の未然防止のための警備強化について」2 連絡責任者の再確認 警察等との連絡体制の再確認と関係情報及び不審情報の通報の徹底 ○平成 17 (厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ・緊急時における関係者に関する連絡体制を確認すること。 ○平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の第 4 の 4 (略)また、水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。(略) ○平 15 厚生科学審議会「水質基準の見直し等について (答申)」 VI. 水質検査における精度と信頼性保証 6 精度と信頼性保証の制度を導入する場合の留意点 (2) 指定検査機関 (今後登録検査機関に移行) (略)また、中小水道事業者と民間検査機関との間で水道水質危機管理マニュアルを明確に設定しておく必要がある。 ○平成 19 年事務連絡「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」 水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供については以下のとおりお願いいたします。 1. 自然災害による断水等水道施設への被害が確認された場合 2. 渇水による断減水が発生した場合 3. 事故その他の原因による断減水が発生した場合 4. 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合 5. 断減水発生事態以外で連絡をお願いした事項 (1) 水道に対するテロが発生した場合

		(2) 水道における情報システム障害(サイバー攻撃)が発生した場合
	停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。	○昭 61 環水第 116 号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」4 (1) 送・配水系統、給水区域等の実態に即した浄水場、ポンプ場等の自家発電施設(保安電力を含む)の整備又は地域の条件に応じた電源の二系統化、二回線化の推進 (3) 停電のない系統等の水道利用者の節電等により水道水の緊急融通を可能とする運用体制の整備
	構造物及び管路の耐震化対策が適切に進められているか。	○昭 55 環水第 3 号(課長通知)「水道事業等における地震対策について(別添)厚生省防災業務計画」第 1 編第 5 章第 2 節第 1 の 2 水道事業者等は、水道耐震化計画策定指針(案)を参考に、各地域の特性を踏まえて、具体的目標を定めて、計画的に耐震化を進めるよう努める。 ○平成 19 事務連絡「基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について」 別添のとおり厚生労働省関係各部局課長連名で、(略)災害時における基幹病院等及び透析医療機関への給水を確保するため、下記について留意の上、一層の取り組みをお願いします。 1. 基幹病院等の重要給水施設に至る管路等について、優先的に耐震化を図ることが求められることから、引き続き重要給水施設に至る水道施設の耐震化の促進に努めること。(略) ○平成 19 健水発第 0823001 号(課長通知)「災害時の人工透析提供体制の確保について」 災害時の人工透析提供体制の確保については、慢性腎不全の患者は 2、3 日に 1 回人工透析を実施することが生命維持に不可欠であるため、災害時においても、人工透析を継続することがきわめて重要であり、(略) 今後も災害時に適切に人工透析を提供することができるようにすることが重要であることから、このたび、災害時の人工透析提供体制の確保について求められる取組を、下記のとおりまとめたので、参考の上、災害時の人工透析の確保体制に遺漏がないよう、平時よりマニュアルの策定等、一層の取組をお願いするとともに、貴管下市町村及び関係機関に周知方お願いする。 (略) 2. 水・医薬品等及び医療機関の確保 都道府県は、平時においては、透析医療機関の耐震化に努めるとともに、水道事業者等と連携し当該施設に至る水道施設の耐震化の促進に努める。また、水等の供給が絶たれた場合の対応について、自己水源や自家発電装置の確保状況の把握、他の地方自治体との応援態勢の構築など事前に対策を講じておくことが望ましい。(略) 都道府県は、災害発生時には、(社)日本透析医会等と連携しながら透析医療機関の状況を把握し、断水等により水の供給がないため人工透析を実施できない恐れのある医療機関に対しては、市町村、水道事業者等と連携し給水車による応急給水を実施する。(略) ○平成 20 健水発第 0408002 号(課長通知)「水道施設の耐震化の計画的実施について」 (略) 現に設置されている水道施設等についても適切な耐震性能を備えるよう計画的に整備することが望ましいことから、下記事項についての取り組み方、よろしくをお願いします。 1. 現に設置されている水道施設の耐震化 (1) (略) 既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、できるだけ速やかにこれらの規定に適合させることが望ましい。他方、既存施設の耐震化は、水道水の供給に支障を与えない対策を講じて実施する必要がある、工期が長期間に及ぶものも多い。このため、水道事業者等においては、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めるよう努められたい。

		(2) 既存施設の耐震化にあたっては、以下に示す事項を踏まえつつ、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に実施されたい。 ア 破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないような水道施設については、優先的に耐震化を図る。 イ 耐震性能が特に低い石綿セメント管については、順次耐用年数に達しつつあること、経年劣化に伴い漏水事故の発生も多数みられることなどから、基幹管路（導水管、送水管及び配水本管をいう。以下同じ。）として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めるとともに、今後遅くとも概ね 10 年以内に転換を完了するよう努める。さらに、基幹管路として布設されている鑄鉄管及び塩化ビニル管（TS 継手）についても、老朽化の進行度を踏まえつつ、遅滞なく適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進める。 ウ 災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置付けられている施設へ配水する管路については、優先的に耐震化を進める。その際、災害時においても給水を確保するため、基幹管路に該当しない管路についても、より高い耐震性能を有する管種、継手を採用することが望ましい。 (3) 各水道においてそれぞれ最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、平成 25 年度を目途に耐震化を完了できるよう、耐震化計画の中で事業の実施計画を明らかにし、確実な実施に努められたい。 (4) 水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化施策を推進する上で活用できるよう、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省健康局水道課ホームページに掲載 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/index.html）を取りまとめているので、参考にされたい。同指針は、従前の「水道の耐震化計画策定指針（案）」の公表から 10 年以上が経過し、その間の地震等災害での水道施設の被害を踏まえ、内容の充実を図ったものである。 (5) 既設管路の耐震性能の評価や布設する管路の管種、継手の選定に当たっては、「管路の耐震化に関する検討会報告書」（厚生労働省健康局水道課ホームページに掲載 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/index.html）において、代表的な管種、継手について、過去の地震における被害データ等をもとに耐震性能への適合性の整理を行っているので、参考とされるとともに、各水道事業者等において地質分布・断層の有無を的確に把握するなど地盤条件について十分検討した上で判断されたい。 2. 水道の利用者に対する情報の提供 水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得ることが不可欠であることから、水道事業者等は水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供するよう努められたい。 【耐震化関係指針・報告書・技術書等】 ○平成 18 年度管路の耐震化に関する検討会報告書（平成 19 年 3 月 管路の耐震化に関する検討会） ○平成 19 年度水道施設の耐震化に関する検討会報告書（平成 19 年 3 月 水道施設の耐震化に関する検討会） ○水道の耐震化計画等策定指針（平成 20 年 4 月 厚生労働省健康局水道課） ○水道の耐震化計画等策定指針の解説（平成 20 年 10 月 財団法人水道技術研究センター）

③給水停止の指揮命令系統	給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。	○法第 23 条第 1 項（給水の緊急停止） 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○法第 31 条（準用） （略）第 23 条（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、（略）第 23 条第 1 項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と（略）読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。 ○昭 49 環計第 36 号（部長通知）「渇水対策について」Ⅱ 2 （略）水道事業体内部における各種渇水対策活動に関する指揮命令系統の明確を期すること。 ○平 13 健水発第 87 号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平 18 事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) （略）また、給水停止措置等の緊急事態対応の指揮命令系統を明確化し、対応の迅速化等に努めること。（略） ○平 17 事務連絡「国民の保護に関する基本方針について」 （略）については、それぞれの国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じられるようお願いします。 ○平成 17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
④応急復旧・応急給水体制	(1)応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。	○法第 23 条第 1 項（給水の緊急停止） 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○昭 49 環計第 36 号（部長通知）「渇水対策について」Ⅱ 8(3) 応急給水活動は、他都市等との連携を十分図り、医療機関等に対し十分に配慮するなど、十分な体制と準備のもと計画的に行うこと。 ○昭 55 環水第 3 号（課長通知）「水道事業等における地震対策について（別添）大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について」 5 発災後、市町村長等が行う応急給水に対する水道事業者等の協力については、その役割分担、必要水量、時期及び給水拠点の把握を行った上、必要に応じて次の事項に係る内容を明示すること。 (1) 手順、方法等に関する応急給水要領 (2) 人員、資機材の確保対策 (3) 応援給水の受入体制 (4) 応急給水における衛生対策 6 応急復旧に関する事項 被災した水道施設は可及的速やかに復旧する必要があるため、その被災状況の想定を行った上、次の事項に係る内容を明示すること。

		(1) 手順、方法等に関する応急復旧要領 (2) 復旧組織の整備 (3) 管、弁類の備蓄等復旧資機材の確保対策 (4) 建設業者等の協力の確保 別添 厚生省防災業務計画 第 1 編第 5 章第 2 節 第 1 水道施設の耐震化等 3 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努める。 第 2 災害時応急体制の整備 3 水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成すること。 (2) 地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。 (3) 他の水道事業者等と調整し、災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を可能な限り広域にわたって確立すること。 (4) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。 (5) 消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について、平常時から、関係機関と協議・調整を行うこと。 第 2 編第 5 章第 2 節 第 2 応急給水及び応急復旧 1 被災水道事業者等は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。 2 被災水道事業者等は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、都道府県を通じて、他の水道事業者等に支援を要請する。 第 3 被災者への情報伝達 (略) 水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、(略) 応急給水及び応急復旧状況に関して保健衛生上留意すべき事項等についての的確な情報提供を行う。 ○平 13 健水発第 87 号(課長通知)「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平 18 事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) (略) さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立する(略) ○平 17 健水発第 1017001 号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(3) ④ 応急給水実施の確保 災害発生や水質事故等による給水停止事態においても必要な応急給水の実施を確保するための施策について、応急給水目標量等に関する目標を設定する。特に東海地域及び東南海地域においては早期の達成を目指す。 ⑤ 応急復旧体制の整備 他水道事業者等との災害時応援協定の締結等による応急復旧体制の整備について、目標を設定する。特に東海地域及び東南海地域においては早期の達成を目指す。また、小規模の水道事業等においては、近隣の水道事業者等による支援体制の整備が重要であることに

		留意する。 ○平 17 健水発第 1017001 号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(3) ・他水道事業者等との災害時における相互応援協定等による応急給水・応急復旧体制の整備 ○平成 18 健水発第 1109001 号（課長通知）「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」 （略） 水道用水供給事業者の送水施設（隧道）破損事故により、広範囲かつ長時間の断水が発生したことに鑑み（略）貴事業の基幹施設（導水管渠、送水管、配水本管等）について次の内容を適切に実施されたい。 （略） 2. 事故時の応急給水や、より迅速な復旧を図るための体制を確保すること。 3. 上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事故対応に係る水準に応じた対応策を講ずること。
	関係機関と連携し、基幹病院等及び透析医療機関の重要施設に係る応急給水体制を構築しているか。	○平成 19 事務連絡「基幹病院等及び透析医療機関に至る水道施設の耐震化等について」 別添のとおり厚生労働省関係各部局課長連名で、（略）災害時における基幹病院等及び透析医療機関への給水を確保するため、下記について留意の上、一層の取り組みをお願いします。 （略） 2. 関係機関と連携し、基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制を構築、確認するなど、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ること。 ○平成 19 健水発第 0823001 号（課長通知）「災害時の人工透析提供体制の確保について」 災害時の人工透析提供体制の確保については、慢性腎不全の患者は 2、3 日に 1 回人工透析を実施することが生命維持に不可欠であるため、災害時においても、人工透析を継続することがきわめて重要であり、（略）今後も災害時に適切に人工透析を提供することができるようすることが重要であることから、このたび、災害時の人工透析提供体制の確保について求められる取組を、下記のとおりまとめたので、参考の上、災害時の人工透析の確保体制に遺漏がないよう、平時よりマニュアルの策定等、一層の取組をお願いするとともに、貴管下市町村及び関係機関に周知方お願いする。 （略） 2. 水・医薬品等及び医療機関の確保 都道府県は、平時においては、透析医療機関の耐震化に努めるとともに、水道事業者等と連携し当該施設に至る水道施設の耐震化の促進に努める。また、水等の供給が絶たれた場合の対応について、自己水源や自家発電装置の確保状況の把握、他の地方自治体との応援態勢の構築など事前に対策を講じておくことが望ましい。（略） 都道府県は、災害発生時には、（社）日本透析医会等と連携しながら透析医療機関の状況を把握し、断水等により水の供給がないため人工透析を実施できない恐れのある医療機関に対しては、市町村、水道事業者等と連携し給水車による応急給水を実施する。（略）
緊急時の近隣市町村等との連携	緊急時の近隣市町村等との連携は図られているか	○昭 55 環水第 3 号（課長通知）「水道事業等における地震対策について（別添）厚生省防災業務計画」第 1 編第 5 章第 2 節第 2 3 水道事業者等は、水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。 (2) 地方公共団体の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備すること。 (3) 他の水道事業者等と調整し、災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を

		可能な限り広域にわたって確立すること。 ○昭 61 環水第 116 号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」4(2) 送・配水系統等相互間の連絡施設(隣接水道との連携を含む)の整備 ○平 15 健水第 1010001 号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 4 の 4 また、水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。なお、必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えるよう努めること。 ○平 13 健水発第 87 号(課長通知)「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平 18 事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) 緊急時対応の体制の確立の観点から、(略)緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。(略) ○平 17 健水発第 1017001 号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5.(3)⑤ 他水道事業者等との災害時応援協定の締結等による応急復旧体制の整備について、目標を設定する。特に東海地域及び東南海地域においては早期の達成を目指す。また、小規模の水道事業等においては、近隣の水道事業者等による支援体制の整備が重要であることに留意する。 ○平 17 健水発第 1017001 号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(3) ・他水道事業者等との災害時における相互応援協定等による応急給水・応急復旧体制の整備 ○平成 17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ○平成 18 年健水発第 1109001 号(課長通知)「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の底について」 (略) 水道用水供給事業者の送水施設(隧道)破損事故により、広範囲かつ長時間の断水が発生したことに鑑み(略)貴事業の基幹施設(導水管渠、送水管、配水本管等)について次の内容を適切に実施されたい。 (略) 3、上記の実施にあたっては、別紙フロー図に基づき現状分析を行い、維持管理及び事故対応に係る水準に応じた対応策を講ずること。 4、水道用水供給事業とその受水水道事業者においては、共同での検討を行うなど相互に整合を図り実施すること。
危機管理を想定した訓練	水道の緊急停止措置等の緊急事態を想定した訓練等に努めているか。	○法第 23 条第 1 項(給水の緊急停止) 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○法第 31 条(準用) (略)第 23 条(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第 23 条第 1 項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、

		政令で定める。 ○平 13 健水発第 87 号（課長通知）「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平 18 事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) （略）緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。
危機管理対策としての住民への対策	危機管理対策として住民への対策を適切に講じることが出来る体制が整備されているか	○法第 23 条第 1 項（給水の緊急停止） 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 ○法第 31 条（準用） （略）第 23 条（略）の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、（略）第 23 条第 1 項中「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と（略）読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○昭 49 環計第 36 号（部長通知）「渇水対策について」Ⅱ 4 広報活動の重要性 渇水対策を進めるに当たって住民の理解と協力は不可欠なものであり、従って効果的に直接影響するものといえる。このため、渇水状況に応じ、随時適切な広報媒体を活用して広報活動を積極的に行う必要がある 5 給水制限のルール (3) 需要者に対し、十分に事情を説明するため広報活動を強化し理解と協力を求めること。 6 第 1 段階における自主制限 需要家による自主制限は広報活動と、これを受けての需要家の理解と協力実施に期待するものであるが、かなりの効果を得た実績もある。この場合、一般家庭ならびに各種大口需要者（官公署、ビル、工場等）に、それぞれの用途に応じた具体的な節水方法を盛り込んで協力依頼するよう配慮すること。 8 第三段階における時間給水 (1) 各地域の実態を十分勘案し、区域、時間等に関する具体的計画を組んで、事前に P R を行いつつ実施すること。（略） (2) 需要者が無駄な溜め置きをしないよう協力を求め、また水の有効利用方策について特段の P R を行うこと。 ○昭 55 環水第 3 号（課長通知）「水道事業等における地震対策について（別添）厚生省防災業務計画」第 1 編第 5 章第 2 節第 3 水道事業者等は、地方公共団体の防災担当部局と協力し、2～3 日分の飲料水の備蓄や、給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民等が自主的に取り組むよう啓発にめる。 ○昭 55 環水第 3 号（課長通知）「水道事業等における地震対策について（別添）厚生省防災業務計画」第 2 編第 5 章第 1 節第 3 （略）水道事業者等は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての的確な情報提供を行う。 ○昭 61 環水第 116 号（課長通知）「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」1(2) (1) 広域的な停電時における水道利用者に対する水道事業者等毎及び水道事業者等共同の広報体制の整備・強化

		(2)水道利用者からの問い合わせに対する応答体制の整備・強化 ○平 6 衛水第 213 号(課長通知)「渇水時における飲料水の衛生対策について」1 (1)溜め置かれた水道水等については、残留塩素による消毒効果の消失により保健衛生上問題が生じる可能性があることから、これを飲用する場合には煮沸してから飲む等の注意をすること。特に浄水器を通した水は、浄水器により残留塩素が除去されている場合が多いことから、特段の注意が必要であること。 (2)水道の断水又は減水に伴う給水圧の低下等により、給水栓及び給水栓にとりつけたホース等から給水管への汚水逆流が生じる可能性があることから、それらの給水用の装置が、留め置き用タンク、洗濯機、浴槽その他の水につからない状態に保つこと。 ○平 13 健水発第 87 号(課長通知)「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」2、平 18 事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) 緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること(略) ○平 17 健水発第 1017001 号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6 (1)水道の運営基盤の強化・顧客サービスの向上 ・参加型活動や I T 活用等による広報の充実及び情報公開の推進 (3)(略)給水拠点の整備 ○平成 17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
⑤水源監視・水道施設の警備強化 〈現場にて確認〉	(1)テロ等危機管理対策として水源監視の強化、水道施設の警備強化、防護対策の確立等に努めているか。 (2)ろ過池等が外部から容易に毒物投入できる配置・構造となっている場合、防止策等を講じているか。	○平 13 健水発第 87 号(課長通知)「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平 18 事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) 水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。(略) ○平 16 健水発第 0226002 号(課長通知)「「不法行為の未然防止のための警備強化について」 1 自主警備体制の徹底 同施設周辺の点検頻度の増強等、自主警備強化等の徹底 ○平成 17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・関係機関との緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 ・水源の監視を強化すること。 ・水道施設の防護対策を確認すること。 ・バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
⑥施設内への来訪者管理 〈現場にて確認〉	施設内への来訪者、施設出入業者の管理を行っているか。	○平 13 健水発第 87 号(課長通知)「「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平 18 事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) (略)また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ること。 ○平 16 健水発第 0226002 号(課長通知)「「不法行為の未然防止のための警備強化について」 1 自主警備体制の徹底 施設出入り者の管理 ○平成 17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3

		・当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
⑦薬剤等の保管・管理 〈現場にて確認〉	薬剤等の保管・管理について、取り扱い責任者の明確化、薬品台帳の作成等が適切になされているか。	○平 13 健水発第 87 号（課長通知）「『米国の同時多発テロ』を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」1、平 18 事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(1) （略）備品、薬品等の管理（略）など情報管理に努めること。 ○平 16 健水発第 0226002 号（課長通知）「不法行為の未然防止のための警備強化について」3 水道施設等における毒・劇物等の保管に対する管理強化 ○平成 17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・備品、薬品等の管理を徹底すること。
⑧新型インフルエンザ対策	新型インフルエンザ対策として事業継続計画を策定しているか	○平成 21 年 2 月 23 日付健水発 0223001 水道課長通知「水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について」 （前略）当課では、新型インフルエンザの流行時においても、水道事業者等（水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）が社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要があることを踏まえ、平成 19 年 10 月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」をとりまとめ、各水道事業者等の状況に応じて適切な新型インフルエンザ対策が推進されるよう、周知したところです。 今般、行動計画及び各種ガイドラインが改定されたこと等を踏まえ、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」についても見直しを行い、今般、同ガイドライン改訂版を策定しましたので、送付します。 各水道事業者等におかれては、本ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進するようお願いいたします。（後略） （別添）「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）」（略）
⑨情報セキュリティ対策	各水道事業者等の状況に応じて適切な情報セキュリティ対策（サイバー攻撃や情報システム障害等により安全な水の安定供給に支障をきたすことがないようにするための対策）が実施されているか。	○平成 18 年 10 月 31 日付け健水発第 1031001 水道課長通知「水道分野における情報セキュリティガイドラインの送付について」 近年、水道事業においても情報システムの利用が積極的に図られているが、情報システム障害によって安全な水の安定供給に支障をきたすことがないよう適切な対策をとることが求められています。 情報セキュリティ政策会議では、平成 17 年 12 月に「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」を策定し、水道を含む 9 分野の重要インフラにおける情報セキュリティ対策の具体的な内容を示しています。その中で、各重要インフラ事業分野は、必要又は望ましい情報セキュリティ対策の水準を「安全基準等」に明示するよう努力することとされています。 こうしたことを踏まえ、今般、別添のとおり、「水道分野における情報セキュリティガイドライン」を作成しました。 つきましては、本ガイドラインを参考にして、各水道事業者の状況に応じて、適切な情報セキュリティ対策を実施するようお願い致します。 ○平成 20 年 3 月 27 日付け健水発第 0327001 水道課長通知「水道分野における情報セキュリティガイドライン改訂版の送付について」 （前略）ガイドラインは、情報セキュリティ政策会議が平成 18 年 2 月に決定した「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定に当たっての指針」に基づいて策定していますが、平成 19 年 6 月 14 日に開催された情報セキュリティ政策会議において、当該指針の改定がなされたところです。 また、平成 20 年 3 月には、水道分野の情報セキュリティ対策に係る「情報収集・分析機能」（セプター）が（社）日本水道協会に設置されたところであり、平成 20 年 4 月より

		セプターとしての運用を開始することとしています。 このような状況を踏まえ、今般、別添のとおりガイドラインの改訂版を策定しましたので、送付します。 つきましては、ガイドライン改訂版を参考にして、引き続き情報セキュリティ対策の徹底をお願いいたします。 (別添)「水道分野における情報セキュリティガイドライン改訂版」(略)
⑩運転手引書	浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。	○法第 19 条第 2 項（水道技術管理者） 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第 5 条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ○昭 55 環水第 3 号(課長通知)「水道事業等における地震対策について（別添）大規模地震対策等特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災強化計画等の作成について」3(1) 緊急貯水に係る水道施設操作要領
⑪施設図等の整備・保管	施設図、配管図等は適切に更新され、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。	○昭 44 衛水第 9059 号(局長通知)「水道施設の工事監督の強化並びに施設管理及び水質管理の徹底について」2(1) 水道事業者は、水道施設の完工図その他の記録の整備を図り、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、すみやかに完工図を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。 ○平 14 健水発第 1206001 号(課長通知)「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」1 水道事業者は、水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに完工図等を修正すること等、常に最新の記録を整備しておくこと。 ○平成 17（厚生労働省）「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 ・施設関係図面等の管理を徹底すること。
⑫汚染源の把握	(1)水源付近及びその後背地域において汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の立地 状況等(工場、事業場の有無、種類、汚染物質の排出状況等)について把握されているか。 (2)水源が汚染されるおそれのある水道事業者等においては、水源の監視を強化しているか。	○平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 4 の 3 平常より、水源付近及びその後背地域について、汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無及び種類並びに汚染物質の排出状況などの把握に努めること。また、そのために、必要に応じ関係行政機関などの協力を得るように努めること。 ○平 17 健水発第 1017001 号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(2)③ できる限り良好な水質の水を原水として利用するために必要な場合に、水源保全対策や取水地点等の変更等による原水水質改善対策について、目標を設定する。 ○平 17 健水発第 1017001 号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・流域圏ごとの水質管理情報の共有化（略）による水源水質の向上 ○平 14 健水発第 0327001 号(課長通知)「水道法の施行について」第 4 の 2 水道水質管理に関して、汚染の早期発見を図るため、水源の監視、魚類の飼育等の導入を図る等の体制整備を図り(略) ○平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」第 4 4 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備について

		水道原水が汚染されるおそれのある水道事業者等にあつては水源の監視を強化し、また必要に応じて水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器の導入を考慮するなど、毒劇物等による汚染の早期発見に努めること。(略) 別添 3 水質異常時の対応について 1 新基準省令の表中 1 の項から 30 の項までの上欄に掲げる事項 (3) 水源の監視 原水における水質異常を早期に発見するため、各水道にあつては水源の監視を強化するとともに、水道水源による魚類の監視、自動水質監視機器の導入等を図ること。(略) ○平 17 健水発第 1017001 号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3. 6(2) ・水道水源の水質監視体制強化、(略)
	(3)事故時の対応として、水源地域の関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えているか。	○平 14 健水発第 0327001 号(課長通知)「水道法の施行について」第 4 の 2 水道水質管理に関して、汚染の早期発見を図るため、(略)外部から情報を活用するべく情報受付窓口の設置等も併せて行うことが望ましい。また、水源の汚染等を発見したときに、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より関係者の体制整備に努めること。(略) ○平 15 健発第 1010004 号(局長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」第 5 の 2 将来にわたり水質基準に適合する水を供給するためには、良好な水源を確保することが基本であるが、富栄養化による異臭味問題の拡大、化学物質の検出など水源水質の悪化は今後とも懸念されることから、水道水源保全対策が早期に講じられるよう、水道事業者等、関係部局等との連携を密にするよう留意されたいこと。 ○平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」 第 4 その他の留意事項 4 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備について (略)水源の汚染又はそのおそれのある事実を発見したときは、直ちに適切な対策が講ぜられるよう平常より連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておくこと。なお、必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えるよう努めること。 別添 3 水質異常時の対応について 1 新基準省令の表中 1 の項から 30 の項までの上欄に掲げる事項 (3) 水源の監視 (略)水源の水質異常時に直ちに適切な対応が講じられるよう、平時より関係者との連絡通報体制を整備する等を図ること。 ○平 17 健水発第 1017001 号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3. 6(2) ・流域圏等における関係機関との連携方策推進による水源水質の向上
8. 住民対応		
①住民への情報提供	水道の需要者に対して、法第 24 条の 2 に基づく施行規則第 17 条の 2 第 1 項に掲げる情報を積極的に提供しているか。	○法第 24 条の 2 (情報提供) 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第 20 条第 1 項の規定による水質検査の結果、その他以下の水道事業に関する情報を提供しなければならない。 ○法第 31 条 (準用) (略)第 24 条の 2 の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、

		第 24 条の 2 中「水道の需要者」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道の需要者」と、「第 20 条第 1 項」とあるのは「第 31 条において準用する第 20 条第 1 項」と、「水道事業」とあるのは「水道用水供給事業」と(略)読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○施行規則第 17 条の 2 (情報提供) 法第 24 条の 2 の規定による情報の提供は、第 1 号から第 5 号までに掲げるものにあつては毎年 1 回以上定期に(第 1 号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第 6 号及び第 7 号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。 (1) 水質検査計画及び法第 21 条第 1 項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項 (2) 水道事業の実施体制に関する事項(法第 24 条の 3 第 1 項の規定による委託の内容を含む) (3) 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項 (4) 水道料金その他需要者の負担に関する事項 (5) 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項 (6) 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項 (7) 法第 21 条第 1 項の規定により行う臨時の水質検査の結果 (8) 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項 ○施行規則第 52 条 (準用) (略) 第 15 条から第 17 条の 4 までの規定は、水道用水供給事業について準用する。 ○平 14 健水発第 0327001 号 (課長通知)「水道法の施行について」第 5 改正水道法において、水道事業者、水道用水供給事業者が需要者に対して、水質検査の結果等について情報提供を行うことを義務付けることとしたものである。この規定は、行政処分や罰則適用を伴うものではないものの、水道事業者、水道用水供給事業者、今後ますます積極的な情報提供を求められる状況の中、その責任を可能な限り明確とする観点から定められたものである。(略)また、水道事業の効率化、水道料金の妥当性などを含め、需用者に対して、規定された情報提供事項以外の情報についても積極的に提供し、水道事業に対する理解を得るよう努力をすることが望ましい。 ○平 17 健水発第 1017001 号 (課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(2) ・顧客に対する水質に関する情報提供(略)の推進 ○平 12 衛水発第 40 号 (課長通知)「水道事業における情報公開の推進について」 (略) 公共料金分野における情報公開のより一層の推進のため(略)より一層積極的な情報公開に取り組まれますよう、お願いいたします。(略) ○平成 20 健水発第 0408002 号 (課長通知)「水道施設の耐震化の計画的実施について」 2. 水道の利用者に対する情報の提供 水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得ることが不可欠であることから、水道事業者等は水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供するよう努められたい。
	需要者の入手しやすい方法や理解しやすい形式と	○施行規則第 17 条の 2 (情報提供) 法第 24 条の 2 の規定による情報の提供は、第 1 号から第 5 号までに掲げるものにあつ

	なっているか 生活困窮者及び身体の不自由な高齢者等のパソコンを利用できない、役所等に出向くことが出来ない者に対して配慮されているか	ては毎年1回以上定期的に(第1号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第6号及び第7号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。 ○平 14 健水発第 0327001 号（課長通知）「水道法の施行について」第 5 併せて情報提供事項についてまで規定されているが、その方法、形式等については、各事業者の判断に委ねることとしており、事業者として需用者の入手しやすい形式を工夫すべきである。 ○平 17 健水発第 1017001 号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・参加型活動や I T 活用等による広報の充実及び情報公開の推進
住民参加の取組	住民が参加するパブリックコメント、モニター制度等、需要者の声を水道事業に反映させるような取組を行っているか	○平 17 健水発第 1017001 号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6 (1)水道の運営基盤の強化・顧客サービスの向上 ・参加型活動や I T 活用等による広報の充実及び情報公開の推進 ・水道モニター制度や顧客アンケート、パブリックコメント、顧客満足度調査の実施等による顧客ニーズの把握 (2)安心・快適な給水の確保に係る方策 ・(略) 意見交換の推進によるリスクコミュニケーションの推進
②苦情等の適切な対応	需要者からの水質検査等の請求（苦情等を含む）に対し適切に対応・処理をしているか。	○法第 18 条（検査の請求） 1 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。 2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。 ○水道法逐条解説（第 18 条関係） 1 検査の請求 水道事業者からの水の供給を受ける者は、常時、水質基準に適合する水の供給を保障されているところであるが、給水装置の破壊、老朽化等に伴い水質基準に適合しない水の供給を受けるおそれがある。このような場合において、需要者に給水装置及び供給を受ける水の水質についての検査請求権を認めたのが本条である。なお、供給を受ける水の水質検査の請求は、給水装置の異常によるものでなくとも、水に異常を認めたとき等において行う得るものである。また、正常な作動を疑わせるような量水器の検査についても本条の規定によって検査を請求できる。 2 検査の実施及び結果の通知 水道事業者は、検査の請求を受けたときは速やかにその状況に応じて必要な検査を行うこととされている。本条は、この検査に要する費用の負担についてふれているが、検査をすべき合理的な根拠のない請求による者については、供給規程に定めることによって手数料（地方自治法第 227 条参照）を徴収することも許されるであろう。なお、検査を行ったときは、その結果を検査請求者に通知しなければならない。
③供給規定の策定・周知 ④貯水槽水道	供給規程の記載内容は適切か。	○法第 14 条（供給規程） 1 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。 (1)料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

		(2) 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。 (3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。 (4) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (5) 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。 ○施行規則第 12 条～第 12 条の 4 (法第 14 条第 2 項各号を適用するについて必要な技術的細目) (略)
⑤給水停止の処理	(1)法第 15 条第 2 項に基づく給水停止を実施する場合には、供給規程に基づき、給水停止の区域及び期間をあらかじめ関係者に周知しているか。	○法第 15 条第 2 項 (給水義務) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第 40 条第 1 項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。 ○法第 31 条 (準用) (略)第 15 条第 2 項、(略)の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、(略)第 15 条第 2 項中「常時」とあるのは「給水契約の定めるところにより」と、「関係者に周知させる」とあるのは「水道用水の供給を受ける水道事業者に通知する」と(略)読み替える(略)。 ○水道法逐条解説 (第 15 条関係) 供給条例(規程)(例) 第 12 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合の他、制限又は停止することはない。 2 前項の給水を制限又は停止使用とするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
	(2)料金未納及び正当な理由なしに給水栓の検査を拒んだ時に伴う給水停止等を実施する場合は、供給規程に基づき処理しているか。	○法第 15 条第 3 項 (給水義務) 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。 ○施行規則第 12 条の 2 第 2 号ロ (法第 14 条第 2 項各号を適用するについて必要な技術的細目) 料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置 ○水道法逐条解説 (第 15 条関係) 供給条例(規程)(例) 第 33 条 市(町村)長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。 (1)水道の利用者が第 9 条の工事費、第 20 条第 2 項の修繕費、第 23 条の料金、又は第 29 条の手数料を指定期限内に納入しないとき。 (2)水道の利用者が、正当な理由がなくて、第 24 条の使用水量の計算、又は第 31

		条の検査を拒み、又は妨げたとき。 (3)給水栓を、汚染のおそれがある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なお、これを改めないとき。
	給水停止の際、生活困窮者に関して福祉部局と連絡・連携をとっているか。	○平 12. 4. 13 事務連絡「福祉部局との連絡・連携体制の強化について」 (略) 2歳女児が必要な福祉施策を受けられず、死亡するとの事件がありました。また、マスコミ等の報道では、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであり、水道料金滞納を理由にした機械的な給水停止をすべきではなかったといった意見が少なからず出されているところです。福祉行政への対応は市町村の福祉部局で対応するのが基本ではありますが、今回の事件を契機に、水道も市町村の行政サービスの一翼を担っているとの視点、及び、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであるという視点に立ち、真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行うといった事態を回避するため、関係部局との連絡・連携体制の強化が地域の実情に応じ適正に行われますよう、管下の水道事業者に対する周知及び注意喚起方お願いいたします。 (参考)平成 13. 3. 30 社援保発第 27 号(保護課長通知)「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」 (略)最近も生活困窮から料金等を滞納し水道・電気等のライフラインが止められ、死亡等に至るという大変痛ましい事件が発生したところである。そのため、更に地域の実情に応じ、水道・電気等の事業者や居宅介護支援事業者等の福祉サービス提供事業者等との連絡・連携体制についても強化を図り、要保護者の把握、適正な保護の実施に努められるよう管内実施機関に対して周知されたい。(略) (参考)平 21. 2「全国水道担当者会議」資料(抜粋) 3. 水道施策の推進について (10) 住民対応について ・給水停止に係る福祉部局との連絡・連携体制の強化について 生活困窮者に対する給水停止に関しては、平成12年4月13日付け厚生省水道整備課事務連絡「福祉部局との連絡・連携体制の強化について」を各都道府県に発出し、 ・福祉行政への対応は市町村の福祉部局で対応するのが基本ではあるものの、 ・死亡事故を契機に、水道も市町村の行政サービスの一翼を担っているとの視点、及び、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであるという視点に立ち、 ・真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行うといった事態を回避するため、 ・関係部局との連絡・連携体制の強化が地域の実情に応じ適正に行われるよう、管下の水道事業者に対する周知及び注意喚起を御願ひしている。 また、要保護者の把握に関しては、厚生労働省社会・援護局保護課から各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長に対して平成13年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」を発出し、生活困窮者を発見し適切に保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が実施機関の窓口につながるよう、民生委員や保険年金・保健福祉部局との連携、さらには、水道・電気等の事業者との連携に努めるよう周知している。 各水道事業者におかれては、事務連絡に示された趣旨を十分踏まえ、真に生活に困窮している者に対して機械的に給水停止を行うといった事態が回避されるよう、給水停止の際に生活困窮者か否かを福祉部局に確認するなど、地域の実情に応じ、関係部局との連絡・連携体制の強化が適正に行われるよう、改めてお願いする。
9. 資源・環境関係		

浄水場からの排水処理	(1)水濁法の特定施設にあっては、浄水場等から排出される汚水の処理は適切になされているか。	○平 12 厚省令第 15 号第 5 条(水道施設の技術的基準を定める省令) 5 浄水施設 (10)ろ過設備の洗浄排水、沈澱地等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水(浄水処理排水という)を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な施設が設けられていること。 (12)浄水処理排水を原水として用いる場合にあっては、浄水又は浄水処理の工程に支障が生じないように必要な措置が講じられていること。 (参考) ○水質汚濁防止法第 2 条（定義）第 2 項 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。 (1)カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいう。 (2)化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。 ○水質汚濁防止法第 3 条（排出基準） 1 排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ)について、環境省令で定める。 2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、前条第 2 項第 2 号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。 3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第 1 項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。 4 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。 5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事に通知しなければならない。 ○水質汚濁防止法第 4 条（総量削減基本方針）第 1 項 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域(ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る)であり、かつ、第 3 条第 1 項又は第 3 項の排水基準のみによつては環境基本法第 16 条第 1 項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(以下「水質環境基準」という)の確保が困難であると認められる水域であつて、第 2 条第 2 項第 2 号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目(以下「指定項目」という)ごとに政令で定めるもの(以下「指定水域」という)における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に係る地域として指定水域ごとに政令で定める地域(以下「指定地域」という)について、指定項目で表示した汚濁負荷量(以下単に「汚濁負荷量」という)の総量の削減に関する基本方針(以下「総量削減基本方針」という)を定めるものとする。 ○水質汚濁防止法第 4 条の 5（総量規制基準） 1 都道府県知事は、指定地域にあっては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの(以下「指定地域内事業場」という)から排出される排出水の汚濁負荷量につ

		いて、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。 2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む)及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。 3 第1項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。 4 都道府県知事は、第1項又は第2項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。 ○水質汚濁防止法第12条(排出水の排出の制限) 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。 ○水質汚濁防止法第14条(排出水の汚染状態の測定等) 1 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。 2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。 ○水質汚濁防止法施行令第1条(特定施設) 水質汚濁防止法第2条第2項の政令で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。 別表第1 64の2 水道施設(水道法第3条第8項に規定するものをいう)、(略)のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
	(2)水濁法の特設施設でなくとも排水をそのまま公共用水域に放流する場合には、水濁法に準じた測定を行うなど、排水が生活環境保全上支障がないかどうか確認しているか。	○平12厚省令第15号第5条(水道施設の技術的基準を定める省令) 5 浄水施設 (10)ろ過設備の洗浄排水、沈澱地等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水(浄水処理排水という)を公共用水域に放流する場合にあつては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な施設が設けられていること。 (12)浄水処理排水を原水として用いる場合にあつては、浄水又は浄水処理の工程に支障が生じないように必要な措置が講じられていること。
10. その他		
地域水道ビジョン	地域水道ビジョンを策定しているか。	○平17健水発第1017001号(課長通知)「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」 (略)
水道事業の広域化・統合	広域的な事業統合等について検討しているか。	○平14.3.27健水発第0327001号「水道法の施行について」第2の2 水道事業、水道用水供給事業の認可は、事業経営主体を一にできる範囲で行うもので水道施設の一体性等を問うものではない。このため、連続しない二つ以上の水道施設を一つの事業とする、いわゆるソフトな統合も可能である。

		○平 17 健水発第 1017001 号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(1)① 水道事業等の技術的・財政的運営基盤を強化する観点から、施設の一体化、経営の一体化、管理の一体化、一部施設の共同化、特定の目的（業務）に関する広域的体制の整備といった多様な形態の広域化について、目標を設定する。 ○平 17 健水発第 1017001 号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・水道事業間並びに水道用水供給事業及びその受水水道事業間の施設の一体化（事業統合）や経営の一体化、一部施設の共同化 （参考）平 20 目途「広域化計画策定指針」
第三者委託制度等	第三者委託制度や PFI 等多様な運営形態を検討しているか。	○法第 24 条の 3（業務の委託）第 1 項 1 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。 2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。 3 第 1 項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者 1 人を置かなければならない。 4 受託水道業務技術管理者は、第 1 項の規定により委託された業務の範囲内において第 19 条第 2 項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。 5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。 6 第 1 項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第 13 条第 1 項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る）及び第 2 項、第 17 条、第 20 条から第 22 条まで、第 23 条第 1 項、第 36 条第 2 項並びに第 39 条の規定（これらの規定に係る罰則を含む）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。 7 第 1 項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第 19 条第 2 項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関するすべての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第 1 項の規定は、適用しない。 ○法第 31 条（準用） （略）第 24 条の 3 の規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、第 24 条の 3 第 4 項中「第 19 条第 2 項各号」とあるのは「第 31 条において準用する第 19 条第 2 項各号」と、同条第 6 項中「第 13 条第 1 項」とあるのは「第 31 条において準用する第 13 条第 1 項」と、「第 17 条、第 20 条から第 22 条まで、第 23 条第 1 項、第 36 条第 2 項並びに第 39 条」とあるのは「第 20 条から第 22 条まで並びに第 23 条第 1 項並びに第 36 条第 2 項及び第 39 条」と、同条第 7 項中「第 19 条第 2 項」とあるのは「第 31 条において準用する第 19 条第 2 項」と、「同条第 1 項」とあるのは「第 31 条において準用する第 19 条第 1 項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で

		定める。 ○施行令第 7 条（業務の委託） 法第 24 条の 3 第 1 項(法第 31 条及び第 34 条第 1 項において準用する場合を含む)の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。 (1) 水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。 (2) 給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。 (3) 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。(略) ○施行令第 8 条 法第 24 条の 3 第 1 項(法第 31 条及び第 34 条第 1 項において準用する場合を含む)に規定する政令で定める要件は、法第 24 条の 3 第 1 項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。 ○施行令第 9 条（受託水道業務技術管理者の資格） 法第 24 条の 3 第 5 項(法第 31 条及び第 34 条第 1 項において準用する場合を含む)に規定する政令で定める資格は、第 6 条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。 ○施行規則第 17 条の 3（委託契約書の記載事項） (略) ○施行規則第 17 条の 4（業務の委託の届出） (略) ○施行規則第 52 条（準用） (略)第 15 条から第 17 条の 4 までの規定は、水道用水供給事業について準用する。(略) ○平 14 事務連絡「水道事業等における第三者への業務委託の対象業務の考え方について」 (略) ○平 15 事務連絡「総合規制改革会議においてまとめられた、「規制改革の推進に関する第 2 次答申 ―経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革―」について」 別添の後段中に、「事業の一層の効率化を図るため、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進すべきである。」とありますが、料金設定への関与とは、料金算定に関する算出根拠や料金低廉化に関するアドバイスの関与であると整理されています。なお、料金設定そのものを民間事業者等が行う場合には、受託者が水道事業経営の認可をとる必要がありますのでご注意ください。 別添 地方公共団体が経営する水道事業については、可能な場合には、地方公共団体の判断により、できる限り民営化、民間への事業譲渡、民間委託を図るべきである。その際より多様な経営主体の参入を確保するため、設備の所有は水道法上の水道事業者となるための要件とされていないことについて、直ちに周知徹底すべきである。また、平成 13 年の水道法改正により、水道の管理に関する技術上の業務を民間委託することができることとされたが、事業の一層の効率化を図るため、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進すべきである。 ○平 17 健水発第 1017001 号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.5(1)② 特に技術力の弱い水道事業者等において適正な水道の管理を維持するために必要な技術的業務の実施体制の確保や運営管理コスト削減の観点から、技術上の業務の民間業者や
--	--	--

		他水道事業者等への第三者委託の導入の適否を検討し、合理的と評価される場合には、その導入について目標を設定する。 ○平 17 健水発第 1017001 号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・第三者委託制度の活用による民間業者等への技術上の業務の委託や近隣水道事業等との管理の一体化 (参考)平 19「第三者委託実施の手引き」 (参考)平 19「水道における PFI 事業の導入検討のための手引き」
技術者の確保、技術の継承	技術者の確保、技術の継承等について、対策を講じているか。	○平 17 健水発第 1017001 号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.6(1) ・職員の研修、人事制度の見直し、職員の意識改革等による人材の強化
水道事業ガイドライン	水道事業ガイドラインを活用した取組を行っているか。	○平 17 健水発第 1017001 号（課長通知）「地域水道ビジョンの作成について 地域水道ビジョンの手引き」3.3 分析にあたっては、平成 17 年 1 月に(社)日本水道協会規格として策定された「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に基づく業務指標(P I)を活用することが有効である。 (参考)平 17. 1 水道事業ガイドライン（日本水道協会規格） (参考)平 17. 5 E x c e l 版 P I 計算ツール（水道技術研究センター）

※助言は現地で口頭で行う。

※水道法第 23 条の 3 第 1 項に基づく（第 3 者委託先の）水道管理業務受託者に対し立入検査を実施した場合は、その検査結果（指摘内容）を委託元の水道事業者等に対しても通知する。